

第1日目（9月4日）

○議 長（塩谷寿雄君） ただいまから令和5年9月南魚沼市議会定例会を開会いたします。傍聴者の皆様、初日より傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。

○議 長 ただいまの出席議員数は21名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、田中せつ子君から欠席の届出が出ておりますので、報告いたします。

[午前9時35分]

○議 長 本日の会議は、議事日程（第1号）といたします。

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議席番号7番・中沢道夫君及び議席番号8番・永井拓三君の両名を指名いたします。

[「了承」と叫ぶ者あり]

○議 長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

○議 長 お諮りいたします。本定例会の会期は、本日9月4日から9月22日までの19日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と叫ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日9月4日から9月22日までの19日間と決定いたしました。

○議 長 日程第3、諸般の報告を行います。報告はお手元に配付のとおりといたします。

○議 長 日程第4、市長所信表明及び行政報告を行います。

市長。

○市 長 それでは、令和5年9月議会定例会の開会に当たりまして、まずは議員各位のご健勝をお喜び申し上げます。また、日頃市政にご尽力いただいておりますことに対し、深甚なる敬意を表しますとともに感謝を申し上げたいと思います。

ここで、6月議会定例会以降の経過等につきましてご報告申し上げます。

第1に、保健・医療・福祉についてであります。新型コロナワクチンの接種につきましては、令和5年春開始接種として、65歳以上の人と5歳以上の基礎疾患のある人、また医療従事者等を対象に5月8日から9月19日までの間におきまして、医療機関での個別接種を行っております。

なお、五日町雪国スポーツ館での集団接種は、7月16日をもって終了いたしました。また、9月20日からは秋開始接種として、初回接種を終了している市民全員を対象に接種を開始いたします。国の方針や来年度以降も継続可能な接種体制を見据えまして、集団接種を補助的な位置づけとし、個別接種を中心として、本人が納得した上で積極的に受けようという意思のもと接種をしていただけるように、体制を再構築して安全なワクチン接種の提供に努めてまいります。

健康づくり関係につきましては、第9期健康推進員の任期1年目の研修会を、生活習慣病予防をテーマとして、5月と7月に開催しました。参加者アンケートも好評でありまして、次回は9月以降の開催を予定しているところであります。

医療対策の推進につきましては、昨年6月に策定した医療のまちづくりに関する骨太の全体計画で3本の柱として定めた医療資源の再編、常勤医師の確保、経営の健全化を着実に実行してきたところであります。しかしながら、令和6年度末までに相当数の常勤医師が定年や任期満了を迎えるという状況であることや、労働基準監督署において医師の宿日直許可が厳格化されている現状を大変重く受け止めまして、今後も市民が将来にわたって継続して医療を享受できる体制の再構築が急務であると考えております。そのため、大和病院の入院機能を市民病院へ集約化するとともに、大和地域における在宅機能の強化を図ってまいりたいと思います。その一方で、必要な診療科における常勤医師を継続的に確保するため、定年後等における任期付き採用の拡大などに努めてまいります。

健診施設等建設事業につきましては、7月20日に基本設計業務が完了し、建設位置、またそれぞれ諸室の配置などを決定したところです。実施設計業務につきましては、引き続き株式会社山下テクノスと契約を締結し、詳細な設計を進めるとともに、雪冷房やソーラーパネル等を活用した脱炭素の取組を検討しておりまして、今年度末の完了を目指して業務を進めております。

病院事業につきましては、4月1日から運用を開始した市民病院の回復期リハビリテーション病棟で、入院患者が徐々に増えてきているということから、病床の構成割合を変更するとともに、上位基準への移行に向けて準備を進めているところです。今後も市民に求められる市民病院として運営していくため、第2回目となる医療のまちづくり市民会議を8月18日に開催し、病院事業の方向性について幅広い分野の市民代表の皆さんと意見交換をしたところであります。

子育て支援関係につきましては、物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯を支援する低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金——児童1人当たり5万円——を、申請の必要がないひとり親世帯分として、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けている364世帯551人と、その他世帯分として令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金——前回の給付金——の対象者だった260世帯486人に対して、5月26日に給付を行ったところです。

公的年金などの受給により令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けておらず、申請が必要となるひとり親世帯には、8月の児童扶養手当現況届の提出の際に給付申請についてご案内しています。また、9月以降にこの給付金を受給していない18歳以下の児童のいる全世帯に案内文書を発送し、家計急変があった世帯からの申請を受け付けることとしておりますので、よろしくお願ひします。

次に、市独自の施策であります高校生・大学生等保護者生活支援給付金——学生1人当たり3万円——については、物価高騰の影響が長期化する中、高等教育を受けている学生の父

母等を支援し、南魚沼市の次代を担う学生の育成を応援するために実施したもので、市報や市ウェブサイト、またフェイスブックなどで事業を広報するとともに、高校生年代の子供がいる世帯へは案内文書も発送しているところです。7月末現在で718世帯から申請がありまして、8月29日に962人に対して給付をしたところです。令和6年2月29日まで申請の受付を行い、給付を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

福祉関係について申し上げます。令和5年度南魚沼市価格高騰緊急支援給付金について、7月13日に対象となる世帯に通知を発送し、8月9日に初回の給付を行いました。その後も順次、給付を進めているところであります。

公営住宅事業について、7月14日に1回目の住宅委員会を開催しました。公募戸数30戸に対して9件の申込みがあり、最終的に7戸の入居を決定したところであります。

障がい者ワークステーションにつきましては、6月1日付で障がい者の方を2名採用し、業務補助員として各部署から依頼のあった事務や軽作業を行っているところです。業務内容は、庁舎の古紙の回収、シュレッダー処理、清掃作業、封筒封入、印刷作業、データ入力など、多岐にわたっているところです。また、障がい者の方の職場への定着を図るため、障がい特性を踏まえた専門的な支援として、新潟労働局の職場適応支援事業を活用しておりまして、今後も障がい者雇用の推進に向けて取組を進めてまいります。

介護保険関係について申し上げます。昨年度に引き続き、7月8日に地域包括ケア連絡協議会と大和地域にあります東地区地域づくり協議会との共催で市民フォーラムを開催したところです。3か所の介護施設から各施設の方針やサービス内容等をお話いただいたほか、普段からの心構え、また介護保険料についての質疑応答など、介護についてより身近に考えていただくよい機会となったと考えております。

また同日、南魚沼市民会館にて介護予防フェアを開催しました。市内の薬局さんや福祉介護用品販売店さん等からご協力いただきまして、体験ブースで体の状態チェック、またペット型AIロボットの展示などを実施しました。健康推進員研修会の開催に併せて実施したこともあり、多くの皆さんから参加いただいたということでございます。

7月21日に第9期の介護保険事業計画策定に向けて、第1回高齢者福祉・介護保険事業計画検討委員会を開催しております。

次に、教育・文化についてであります。学校教育のほうで申し上げます。それぞれの小・中学校、総合支援学校において夏季休業が順次終了して、9月1日までに全ての学校が2学期を迎えました。既に小学校では、9月の親善陸上大会、10月の学習発表会などに向けて準備が進められているということでございます。中学校では、体育祭の準備をはじめ、部活動の各種新人大会に向けて練習を重ねるなど、充実した学校生活が始まっております。また、総合支援学校では小学部の修学旅行、10月21日にはMSGフェスタが予定されています。引き続き、感染症対策や熱中症予防など児童生徒の健康面に配慮しながら、安全安心の学校運営に努めてまいります。

GIGAスクールの推進につきましては、夏季休業期間に小・中学校の全ての普通教室へ

電子黒板を設置いたしました。早い取組だったと自負しているところです。学習用端末と有効に組み合わせながら、授業の一層の充実を図ってまいります。

中学生の海外派遣研修事業につきましては、8月1日から8日間の行程で中学生12名、高校生7名の計19名が参加いたしました。ワシントンDCでは、アメリカン大学の見学や日本人留学生との交流のほか、リンカーン記念堂やスミソニアン博物館を見学したということでございます。ニューヨークでは、アメリカの国立9・11メモリアム・ミュージアム——グラウンドゼロであります——ここを見学したほか、新潟県人会の皆さんがホストファミリーとなっただきまして、それぞれの生徒がホームステイを経験しました。

また、ニューヨーク新潟県人会長大坪賢次さんの特段のお取り計らいによりまして、在ニューヨーク総領事の森美樹夫大使、また別途、国際連合——国連の日本政府代表部の石兼公博国連大使とも面会がかないまして、世界平和や外交の重要性について学ばせていただきました。私自身はニューヨークの行程から参加させていただいて、現地の関係者の皆さんに心からお礼を申し上げるとともに、その後の研修に同行いたしました。非常に有意義な内容でしたので、参加した生徒にとっても充実した研修になったものと感じております。改めて、一方ならぬご尽力いただきましたニューヨーク県人会の皆さん、そして会長の大坪さんに心から御礼申し上げたいと思います。来年につながる非常に大きな第一期生の活動だったと思っております。

なお、ここに書いておりませんが、大坪さん——9月10日の中学生・高校生の体験発表会が行われるのですけれども、わざわざまたニューヨークのほうから来日をいただきまして、子供さんの最後のまたいろいろな取組のところまで見たいということでおいでになります。大変なことだと思っておりますが、ぜひ多くの皆さんからも関心を持っていただければと考えております。

統合学校給食センターの整備事業については、2つのグループから入札及び提案書の提出がありました。検討委員会を開催し、事業者ヒアリングを含めた性能審査を行ったところです。これに入札価格による価格点を加えた総合評価により最優秀提案者を決定させていただきました。7月25日に仮契約を締結したところです。本契約の締結につきまして、今定例会に議案を提出しておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

生涯学習の充実については、水島あやめ生誕120年を記念して、7月16日に市民会館において、水島あやめ脚本の映画「親」と「美しき愛」の2本の上映会を開催しました。また、第2部として、本市出身の映画評論家であります村川英さん、そして映画のまち、東京大田区蒲田で蒲田映画祭をプロデュースされている岡茂光さん、この2人を講師にお招きしまして記念講演会を開催したところです。これらに併せ、市民への周知を図るため、水島あやめの生涯を紹介するパネル展示を行ったところです。今後も、時代の先駆者として活躍した郷土ゆかりの先人・偉人を周知するため、情報発信に努めてまいりたいと考えております。

生涯スポーツの推進については、平成2年11月18日に開館した南魚沼市スポーツコミュニティセンター、通称ディスプレイ南魚沼ですが、7月15日に利用者数が400万人を達成し

て、記念セレモニーを開催したところです。

また、大原運動公園ベーマガスタジアムでは、今年で建設から10周年を迎えるということから、それを記念し、オール早稲田戦——これは現役の早稲田大学の学生さん。今年も第2回目となった早稲田大学の合宿がありました。ここで現在社会人野球で活躍している早稲田出身の皆さんのチーム——これは始まって以来のことだということですが、オール早稲田戦が行われました。また招待高校野球が行われております。おとといはイースタン・リーグ公式戦というふうに、3つの野球イベントを企画し、開催してまいりました。

8月12日に開催したオール早稲田戦は、当市で——先ほど申し上げた夏合宿を行っている早稲田大学野球部の現役大学生と野球部OBの社会人選手が対戦する。734人が観戦に訪れていただいております。8月26日、27日に開催した招待高校野球では、全国トップクラスの野球強豪校である埼玉県花咲徳栄高等学校、そして智辯学園高等学校さんを招待させていただきました。六日町高等学校のほか東京学館新潟高等学校、また県内の他の野球強豪校と対戦していただきました。9月2日にはプロ野球イースタン・リーグ公式戦として、埼玉西武ライオンズ対読売ジャイアンツ戦を開催し、この数年間見たことのないお客様でスタンドが埋め尽くされたということがございます。大変うれしく思いました。

いずれも、ほかでは見ることができない対戦の実現により、多くの市民の皆さんにスポーツ、野球の楽しさが伝わったものと感じております。今後も様々な企画を通して施設の有効利用を図り、スポーツ振興に努めてまいりたいと考えております。

次に、環境共生についてです。有害鳥獣対策です。6月下旬から7月上旬にかけて連続して熊の目撃情報があります。前年同時期と比較して2倍ほどの件数と現在なっています。防災メールやLINEで緊急情報を配信するなど注意を呼びかけてきております。加えて市ウェブサイト、FMゆきぐになどにより広く注意喚起を行っているところです。7月中旬以降は熊の目撃情報は現在——実は冒頭の挨拶の前の文章であります。少なくなっておったのですが、前年並みの件数になっているということ。そして、猟友会からは今年は大変になるぞという話は、もうずっと聞き取っているというところでもあります。

なお、当初から計画していた、熊の出没、また人身被害防止を目的としました六日町市街地周辺の魚野川河川敷の藪の草刈り等につきましては、県の補助事業を活用して、9月から10月にかけて実施するところでもあります。これを急がなければならないと思っているところがございます。

毎年実施しております山の木の実の豊凶調査——豊かであるか、または凶作であるかという調査ですが、7月末時点ではほとんど結実が確認できないという状況であります。凶作との認識です。秋から冬にかけて人里への出没が大変心配されますので、引き続き熊に遭遇しない対策等々含めた実践が、また注意喚起が必要と考えております。

可燃ごみ処理施設について申し上げます。延命化対策の今年度の計画箇所について着実に実施を進めています。また、令和4年度繰越明許費に係る事業については、一部を除き工事が完了しています。なお、設備機器の納期の遅れから未着手となっていた一部更新工事につ

いては、これら設備機器の調達に一定のめどがついたということから、秋頃の着手を目標に現在準備を進めています。引き続き計画的な進捗を図りながら安定稼働の確保につなげてまいりますので、よろしくお願いいたします。

ごみ減量化やリサイクルに関する啓発活動については、5月下旬から湯沢町、そして市内の小学校——全部で15校であります——による社会科学習が実施されました。民間や市民団体による施設見学も増えてきているということから、今後も新型コロナ感染対策に留意しながらであります、啓発活動の拡大を図ってまいりたいと考えております。

新ごみ処理施設整備につきましては、令和12年度の完成目標に向けて、新ごみ処理施設整備基本設計、また生活環境影響調査、用地測量調査等の準備業務を進めています。今後も着実な施設の整備に向けて、事業推進を図ってまいります。

環境施策の取組につきましては、市役所自らの温室効果ガス排出量削減の指針となる南魚沼市地球温暖化対策実行計画——事務事業編と呼ばれています——この策定に向けた庁内検討会議の1回目を6月29日に開催しました。2回目は9月中旬を予定しています。

また、市全体での脱炭素の取組を加速させるため、地球温暖化対策実行計画——区域施策編——先ほどのものとちょっと違いますが、区域施策編の来年度策定を予定しています。ここでは、市の特徴を踏まえて、あらゆる主体と連携して推進していくことが不可欠ということですから、先立って産業、運輸、家庭など部門別の温室効果ガス排出量を把握するための調査・分析などが必要ということでありまして、これらに要する経費について、今定例会の補正予算に計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

雪資源活用事業についてであります。国立大学法人長岡技術科学大学と共同研究契約を締結して、雪冷熱の可能性を市民の皆さんが体感できる形の実証実験を市内3か所で8月1日から9月初旬の間に実施し、この中で市役所本庁舎では、延べ1,350人を超える皆様から体感いただいたところでもあります。今後の施策の展開を見据え、しっかりと検証してまいりたいと思います。

また、雪資源活用について市の若手職員の理解が——やはり身内からの理解も進めなければならないということで、入庁3年以内の職員を対象にした職場内研修を7月28日に開催しました。この講師には、長岡技術科学大学上村靖司教授をお招きして33名が参加したところです。2年前に発足しました雪の勉強会については、今年度から雪資源を活用した地域の活性化を探索し雪国における南魚沼市の地位の構築、またブランディングの強化につなげていくため、新たに産業振興部の職員を加えて発展的に開催してまいりたいと考えております。書いておりませんが、この取組につきまして大変多くの報道が取り上げてくれました。全国でも報道されたところでもあります。大変ありがたいことだと思っております。

次に、都市基盤についてです。南魚沼市の道路事業について触れます。社会資本整備総合交付金事業、また地方創生道整備推進交付金事業などの国庫補助事業に対して、事業費で9億7,306万円——うち国費は6億664万円です——この予算配分がありました。7月末現在、除雪費を除いた発注率は60.9%となっております。なお、令和4年度の繰越予算を加えた発

注率は74.6%になっていまして、年度内に工事を完了できるよう努めてまいりますので、よろしくお願ひします。

国の直轄道路事業について申し上げます。国道253号八箇峠道路において、国土交通省の令和5年度予算——当初予算ですが16億円の配分がありました。令和8年度中の完成に向け、順調に工事が進められています。そのほか、国道17号浦佐バイパスに6億5,000万円、国道17号六日町バイパスに5億円の配分がありました。引き続き事業推進に協力してまいります。

砂防事業を申し上げます。水無川水系で水無川流域砂防堰堤改築、三国川水系で三国川中流域土砂災害対策、高棚川水系で高棚川砂防堰堤群、登川水系で登川床固工群などの事業が現在も進められておりますので、よろしくお願ひします。

新潟県事業については、国道291号、県道塩沢停車場八竜新田線、県道欠ノ上五日町線、県道石打停車場塩沢線などの道路改築事業、また十二沢川、伊田川などの河川改修事業が現在進められておりますので、よろしくお願ひします。

住宅リフォーム事業を申し上げます。南魚沼市「みんな住マイル」改修補助金については、4月10日から5月19日を申請期間としておりましたが、申請額が期間中に予算額に達しなかったということから、6月30日まで期間を延長して49件の追加申請を受け付けました。最終的に409件の交付決定を行ったところであります。

交通安全対策の推進です。1月から7月までの市内の交通事故発生件数が41件、前年同期との比較で2件の減、負傷者数は47人、前年同期で4人の減となっています。また、死亡者数が前年同様ゼロ人となっております。大変喜んでおります。これを続けたい。前年度より事故件数、負傷者数ともに減少しておりますが、高齢者事故の割合が5割を超えているということから、近年は高い水準で推移しているため、戸別訪問広報活動を増やすなど高齢者事故の減少を目指して、警察署をはじめ、関係機関と連携して交通事故防止活動に取り組んでまいります。

水道事業について申し上げます。6月5日のウグイ——当地ではハヨであります——ウグイへい死による畔地浄水場の運転停止では、多くの皆さんにご不安やご心配をおかけしてしまいました。ウグイのへい死の原因は、水槽に原水を送っているポンプの圧力変動で発生した窒素ガス病による窒息死によるものでした。設備の修繕とウグイの飼育環境を改善して再発防止の対策を行い、今後も水道水の安全性の確保に努めてまいります。なお、この事故の反省から、市民の皆様への情報伝達手段の確立、また非常用水源の整備を推進してまいりますので、よろしくお願ひいたします。

また、水道料金改定につきましては、円滑な移行ができるよう作業を進めているところであります。

下水道事業については、六日町市街地の浸水対策事業である寺裏雨水幹線工事を、予定どおり今年度に全線供用開始できるよう進めております。また、下水道施設全体の中長期的な施設状態を予測しながら維持管理、改築を一体的に捉えて計画的・効率的に管理する下水道

ストックマネジメント計画に基づくマンホール蓋の更新工事を、市内全域の 211 か所で施工しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、産業振興についてであります。稲作につきましては、今年度の田植えの最盛期は5月22日、平年に比べ1日ほど遅い。田植え後の生育状況は、5月中旬までは好天で推移していたものの下旬に低温となったことから、5月20日以降の田植えは初期成育が一時的に遅れたということでもあります。6月に入ってから、高温、平年並みの日照で推移したため、生育は平年並み、基準並みに回復しました。一方で葉色が急激に低下している圃場も見られたことから、7月の穂肥の時期には高温に備えた確実な施肥——肥しをきちんとやっていただくということを周知するなど、気候変動に対応するための技術対策を関係機関で進めておりました。

梅雨明け以降は、高温少雨に悩まされ——少雨どころではない状況でありましたが、高温に悩まされ、干害による水稻への被害が一部の圃場で確認されたということから、市でも渇水対策への支援に取り組んだところでもあります。平成30年に続いて二度目の大がかりな支援でありました。そのため、出穂期は、平年並みとの予想でありましたが、異常高温が継続しているということから、収穫適期はまさに早まるものと予測されております。今後の推移を注意深く見守ってまいります。

八色西瓜について申し上げますと、前年度は着果不良や変形果といった生育障害が多くありましたが、本年度は6月に降雨が多かったものの生育はトラブルなく順調に推移しているという報告であります。また出荷開始は前年に比べ若干遅れたところですが、出荷の玉数は多い傾向であり順調に推移していると報告を受けております。

観光振興につきましては、6月に観光振興の重要なコンテンツの一つである雪国の食文化について、地方で活躍する市内外のシェフ——能登半島の方と、輪島だったと思います。もう一つは北海道余市の大変有名なシェフであります。この二人に当市にご来市いただきましてトークイベントを開催しました。地域外からの視点を交えたことによりまして、当地域の食文化の独自性や豊かさなどの気づきを得る機会となったと思います。今後も、食のブランディング推進に向けた市民の意識醸成を図りまして、地域が誇りを持って食文化を発信し、観光誘客につながるよう施策を進めてまいりたいと思います。

観光地域づくりの取組については、7月14日に南魚沼市観光協会が観光地域づくり法人——DMOの正式登録に向けた申請書類を提出したところです。今後も引き続き観光庁と本登録に向けた調整を進めるとともに、観光庁等の支援制度を活用しながら、地域が持続的に発展していく観光地域づくりを推進してまいりたいと考えております。

夏季合宿誘致支援事業については、昨年引き続き新型コロナウイルス感染症の影響で減少した夏季合宿の誘致を促進するため、7月1日から9月30日までの期間に市内の夏季合宿で使用する市有施設使用料を全額補助して、市の大きな観光資源である夏季合宿の誘致支援を継続して進めています。

イノベーション推進事業については、事業創発拠点において販路拡大やビジネスマッチン

グの支援を目的としたMUSUBI-BA Meetup Dayを、4月に引き続き7月12日にも実施しました。今後も事業創発拠点を活用して、人材交流、また起業家育成を進めるとともに、地域産業の競争力強化や稼ぐ力を高める人材の育成に努めてまいります。

次に、行財政改革・市民参画についてであります。行政改革については、アクションプランとして具体的な事務事業の改善に取り組み、行政改革推進委員会が評価を行うPDCAサイクルにより進めているところですが、8月29日に、平成30年度に終了して5年を経過するアクションプランについて、委員会で追跡調査を実施し、現在の状況を検証したところです。今後も、行政サービスの向上や行政の効率化に向けて事務事業の改善に努めるとともに、様々な角度から検証する体制づくりを進めてまいります。

防災体制の強化について申し上げます。総合防災訓練を7月2日に塩沢地域、中之島小学校を主会場として実施しました。主会場では、消防本部の濃煙体験、そして児童の体験訓練などを実施して、また市役所本庁舎では、災害想定に基づいて実践的な災害対策本部の運営訓練を行いました。また今回は、初めてでありましたが、三国川ダム管理所と連携した洪水対応訓練として、三国川ダム管理所長と私、市長との電話ホットライン訓練、またダム管理所が三国川沿いに設置している警報所——五十沢地域であります——警報所を使用して、市が発令する避難情報の発信や緊急放流時のサイレン吹鳴などを実施しました。初めての試みです。

浄水場運転停止事案で浮き彫りになりました緊急情報の発信強化の課題につきまして申し上げますと、その解決に向けて非常に有効だと思われる防災メール・LINEの登録推進を強化しています。あの事件以降、大変これに力を入れました。市報7月1日号の配布に合わせまして、市長から特段のお願いとして、防災メール・LINEの登録依頼のチラシを全戸配布もしたところです。また、小・中学校や保育園の保護者向け連絡用アプリからもメール・LINEの登録を依頼し、市内の4つの高校にも登録依頼のチラシを配布するなど、できる限りの機会を通じて周知を図ってきたと考えておりますが、登録数は8月末現在で、周知開始前と比べまして約47%、約5割増しの状況になりました。過去にない数字になりましたが、緊急時・災害時の情報取得方法の周知について、防災ラジオの普及も含めまして、引き続き、強力に取り組んでまいりたいと思っておりますので、これからもまた議員の皆さんからの呼びかけ等も含めましてご協力を願いたいと考えております。

DX——デジタルトランスフォーメーションの推進につきましては、南魚沼市DX推進本部を設置して、その中で具体的施策の検討として子育て支援DX、ネットワーク・セキュリティ対策の検討部会とワーキンググループを始めました。また、書かない・来ない・回らない窓口——言い方がちょっとえげつないですけども、このとおりで思っていて、書かせないといえますか、書かない・来ない・回らない窓口、また文書管理・電子決裁、健康ポイント、キャッシュレス——公金の収納のことを言っていますが、キャッシュレスといった業務の変革のため、関係部署と準備協議を重ねているところであります。

南魚沼市人権教育・啓発推進計画については、南魚沼市人権教育・啓発推進委員会におい

て、市の各種計画における人権に関する具体的な取組について、確認や点検、評価をしてまいりました。令和5年4月からは新たな委員の委嘱を行い、7月27日に第5回目の南魚沼市人権教育・啓発推進委員会を開催したところであります。

地方創生事業について申し上げます。7月31日に第11回目となりますまち・ひと・しごと創生推進会議を開催し、令和4年度の地方創生推進交付金事業の効果検証を行いました。各分野の有識者の皆さんからいただいたご意見を踏まえまして、地方創生推進交付金事業がより効果的な事業となるよう努めてまいります。

効率的・効果的な行財政運営につきましては、重要な将来構想の実現、また行政課題を解決していくために、今以上に私ども庁内の横の連携が必要となってきていると強く感じております。そこで、今回顧問に就任いただいております小高政策アドバイザーのご指導の下、将来的な政策課題をプロジェクトとして5つ集約して掲げまして、部局課室横断的なプロジェクトチームを組織しました。南魚沼プロジェクト・ファイブと冠しまして現在検討に入っております。これによりまして、重点政策を効率的に前へ進めてまいりたいと考えておりますので、皆様にもご案内しておきたいと思っております。

令和5年度のふるさと納税寄附金につきましては、少し数字が変わりましたので、9月3日現在の報告をいたします。9月3日現在で4万6,237件、対前年の同期と比べますと125.1%であります。25.1%増。金額で申し上げますと12億2,422万円となっております。これは対前年同期と比べますと122.6%、22.6%増となっております。

また、令和4年度のふるさと納税寄附金の実績については、全国の多くのご寄附いただきました寄附者の皆様方から大変なご支援を頂きまして、総数で16万2,844件、総額では50億8,391万2,000円となりましたことを既に報告させていただいておりますが、8月1日に総務省からふるさと納税に関する現況調査結果——これは一般寄附金を含んでおりますので50億8,391万円よりも多く感じられる方が多いのですけれども、一般寄附金を含んだ数字が発表されますのでご承知おきください——これが発表されまして、全国の都道府縣市町村1,788団体のうち当市は第25位、新潟県では第2位となりました。ご支援いただきましたこと、また深く感謝を申し上げたいと思っております。今後も市の持続的な発展のために活用させていただきますので、よろしくお願いいたします。

ドライブインシアター事業。コロナ禍における地域振興、また文化振興、何よりも親子で少しでも温かい気持ちになっていただきたいという思いから令和3年度から2年間続けてきました事業であります。多くの市民の皆さんから参加をいただけてきました。今年度はアフターコロナということで、待ちに待った状況ではありますが、より自由にご家族でまたはカップルなどで映画を楽しんでいただくため、8月11日に八色の森公園においてスターライトサミット——星空映画祭2023を開催しました。約1,300人の皆さんにご参加いただきました。大変な盛況でありまして、本当によかったと考えているところであります。

交流人口の拡大を目的にして総務省が主催していますふるさとワーキングホリデーの制度がありますが、この事業については、昨年度と同様、一般社団法人愛・南魚沼みらい塾に業

務委託をしまして、夏季及び春季におおむね2週間のプログラムを3回ずつ実施する予定としております。県外の大学生などから南魚沼市に滞在していただき、地元の事業所で働いていただくなどして、勤務時間外は地元の人との交流、また地域課題を一緒に考えてもらうという内容になっているところです。非常にいい内容になっているかと思っております。

8月7日から9月21日の夏季期間には、大学生31名から参加希望があり、市内の受入れ企業6社の中から学生が希望する事業所で勤務を開始しております。ちょっと書いていないのですが、総務省から報告を受けましたところ、全国でもいっぱい取り組まれていると思っておりますが、南魚沼市がふるさとワーキングホリデーは人気ナンバーワンと伺っておりまして、大変いいことだと考えております。

定住促進を目的に実施している中・高生の地域探求促進事業You Keyプロジェクトがありますが、18人の地元中・高生が、また大学生のメンターと言われる方々が7人、これが4つのプロジェクト——国際関係、マインド、地域活性、メディアという4つのグループに分かれているそうですが、10月末までに14回の活動を実施しております。この活動も今非常に有名になってきていまして、いろいろな視察等のところも行われているということでありまして、様々つながってきたかなと思っております。

次に、令和4年度決算及び財政執行状況についてであります。

一般会計決算につきましては、歳入総額で394億9,535万円、歳出総額で369億8,353万円となりました。記載が長く書いてありますが、詳細につきましては、議案の提案理由の中で説明をしたいと思います。

歳出では、前年度と比較して17億8,416万円の減額であります。前年度に次ぐ過去3番目となる多額な決算の内容となっております。

歳入では、前年度に比べ財政の硬直化が進んだ状況となっております。財政管理には細心の注意が必要であり、身の丈に合った財政運営を心がけていかなければならないと考えております。

割愛させていただきまして、次の項目で、水道事業会計の決算については、経営成績となる収益的収支では、動力費の高騰の影響を大きく受けましたが、企業債支払利息が減少したことによりまして、前年比2,796万円増の6,956万円の純利益となりました。

資本的収支——税込みですが——では、10億8,299万円の不足が生じたということから、当年度損益勘定留保資金等で補填したところです。

また、未処分利益剰余金については、今後の水道事業の経営状況や投資計画を見据えた上で、減債積立金の積立て及び資本金への組入れ等による処分案としておりますので、よろしく申し上げます。

病院事業会計の決算については、収益的収支——税抜きですが——では、市民病院における入院機能のケアミックス化や心臓カテーテル検査・治療を開始したことにより、医業収益が大幅に改善したことから他会計からの補助金を大幅に減額し、総収益は56億5,994万円となりました。一方、総費用は、材料費や光熱水費の高騰などの影響によりまして57億8,297

万円となり、差引き 1 億 2,303 万円の純損失が生じるということになりました。

資本的収支——税込みですが——では、2 億 7,529 万円の不足が生じたため、過年度分損益勘定留保資金等で補填したところです。

下水道事業会計の決算については、経営成績となる収益的収支——税抜きですが——公営企業会計移行後の本格的な事業運営として 4,945 万円の純利益を確保しました。

資本的収支では、9 億 8,240 万円の不足が生じたため、損益勘定留保資金等で補填したところであります。

また、未処分利益剰余金について、今後の下水道事業の経営状況や投資計画を見据えた上で、減債積立金の積立て及び資本金への組入れ等による処分案としておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、令和 4 年度決算に係る健全化判断比率及び各事業会計における資金不足比率についてであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率については該当がありませんでした。

実質公債費比率については 11.6%となりまして、前年度より 0.1 ポイント減少しましたが、これは 3 か年になっておりまして、単年度では前年比 0.1 ポイントの増となっています。これは算定式の分子となる元利償還金及び公営企業への地方債の償還財源に充てた繰出金はともに減少しているものの、分母となる標準財政規模の減少幅のほうが大きくなったことが主な要因であります。

続いて、将来負担比率について申し上げますと、各会計の起債残高が減少傾向にあることにより公営企業債等繰入負担割合が減少したこと、またふるさと応援活用基金の皆増に伴う充当可能な基金が大きく増えたことなどから、4.1%と前年度から 27.5 ポイントの大きな低下となりました。

現状では公営企業の起債残高は減少しておりまして、その効果により各会計への将来負担額を算定する負担割合が下がる傾向は今後も続くと推測していますが、第 3 次財政計画で推計されています、これから取り組む新ごみ処理施設の建設、公共施設の統廃合に係る経費などの増加に加えまして、下水道事業や病院事業で構想している事業を実施した場合には指標の上昇が見込まれるため、それらにも備えなければならぬと考えています。国の動向等による標準財政規模の変動も影響するというものでありまして、優良債の活用により計画的な事業の推進を図るとともに、地方債の抑制を図りながら、各比率の推移を注視してまいりたいと考えております。

令和 5 年度一般会計補正予算（第 4 号）を専決処分いたしましたのでご報告いたします。8 月 10 日に専決処分いたしました。本補正予算は、国から新型コロナワクチンの令和 5 年度秋開始接種に係る体制整備、また対象者や接種間隔等の方針が示されたことを受けまして、早急に準備を進める必要があるということから専決処分とし、医療機関による個別接種と集団接種を併用して実施するために必要となる経費を計上いたしましたところでもあります。国からのこういったことが非常に手間がかかって、我々のところがなかなか対応が難しいのです。そういったこともあるということをご理解いただきたいと思いますと思っております。

ます。

集団接種の会場につきましては、これまで五日町雪国スポーツ館を使用していましたが、今後は集団接種を縮小して個別接種へ移行していくということから、今回は市役所本庁舎の市民ホールでの接種を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

また、今回の接種に当たりましては、医師会の皆さんからのご協力がなければ成し遂げることは困難であると判断しまして、市民が安心して接種を受けられる体制を整備するため、接種協力金を計上したところであります。協力金に要する経費につきましては、国費の補助対象外となりますので、財政調整基金を繰り入れて対応することにしたものであります。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ1億4,264万1,000円を追加し、総額を348億4,806万3,000円としたものであります。

今定例会に一般会計補正予算（第5号）を提出しました。主な内容は、概要に記載の項目のとおりであります。詳細につきましては、議案の提案理由の中でご説明いたしますが、歳入歳出予算にそれぞれ22億9,736万5,000円を追加し、総額を371億4,524万8,000円としたいものであります。以下、割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

この夏は、4年ぶりに感染症法上の制限がない夏となりました。実に4年ぶりです。市内でも各種の行事や祭りが復活し、これまで希薄になっていた人と人とのつながりや地域の交流を、ようやく取り戻せたのではないかと感じています。これから実りの秋を迎えるに当たって、市民生活や市内経済がますます活性化していくように好調なふるさと納税をはじめとした各種事業に取り組んでまいります。令和3年度から起業家育成として実施しているチャレンジ支援事業では、この3年間で11人の事業を、また起業家を採択したところであります。採択者の多くが、本格的な事業展開につなげておりまして、若い世代による新たな産業という明るい兆しに大いに期待しているところであります。

一方で、完全に収束していない新型コロナウイルス感染症へのワクチン接種対応、また終わりの見えないロシアのウクライナ侵攻に起因する世界的なエネルギー価格や物価の高騰など、課題は山積しておりますが、議員各位をはじめ、多くの方々のご意見を尊重させていただきながら、この激動の時代を乗り切っていきたいと考えております。何とぞ引き続きご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。9月定例会初頭における所信表明といたします。ご清聴、大変ありがとうございました。

○議長 長 以上で、市長所信表明及び行政報告を終わります。

○議長 長 日程第5、報告第4号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を行います。議会運営委員長・塩川裕紀君の報告を求めます。

議会運営委員長。

○塩川議会運営委員長 おはようございます。それでは、議会運営委員会に付託されました継続調査の結果について報告いたします。

期日は令和5年8月25日、委員の出席状況は7名全員出席、正副議長からも出席いただきました。調査の内容であります。執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、9月定例

会の付議事件の概要、会期及び議事日程等の議会運営に関する事務調査を行いました。

調査事項であります。令和5年9月南魚沼市議会定例会の運営について、請願及び陳情についてであります。陳情第3号は総務文教委員会に付託することに決定いたしました。閉会中の議会運営委員会の開催につきましては従来どおり申し出ることいたしました。

続きまして、期日、令和5年9月1日に議会運営委員会を開催いたしました。出席委員数は7名全員出席、正副議長からも出席いただきました。調査の内容であります。執行部より総務部長、総務課長の出席を求め、令和5年9月南魚沼市議会定例会の運営について、府議事件の差し替えについて調査をいたしました。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

○議 長 議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 次に、総務文教委員長・寺口友彦君の報告を求めます。

総務文教委員長。

○寺口総務文教委員長 おはようございます。総務文教委員会管外調査の報告を行います。

期日は令和5年7月11日、12日の2日間です。調査先及び調査内容は、静岡県藤枝市、スマート・コンパクトシティを目指して、デジタル化の推進とデジタルデバインド対策について。愛知県瀬戸市、小中一貫校と小中一貫教育について。参加者は6名。議長からも参加いただきました。執行部からは情報管理室長、DX推進室長、事務局からは事務局次長でありました。

まず、藤枝市であります。人口が約15万人ですが、国がデジタル化推進を始める前からデジタル化に取り組んでいたというところでありました。藤枝市のデジタル化の中では誰一人取り残さない、ここが非常に大きなところでありました。まずはいろいろな政策を打つ前に、市内で暮らし働く全ての人に優しく分かりやすいデジタル活用を推進し、安全・快適・便利で豊かな暮らしを実現しようということを目指しております。

その中でもデジタル活用サポート事業は、非常に大きなものでございました。デジタル活用不安のある高齢者をターゲットといたしまして、地区交流センター及び文化センター等13か所の施設にデジタル支援員を配置し、助言や相談の対応を行い、デジタルデバインドの解消を図っているとのことでありました。

デジタル支援員については、週3回、朝9時からお昼の1時まで、連続4時間配置しており、祝日など施設の休館日は業務を行わないということでありました。実際の窓口では、新型コロナワクチンの予約の対応だったり、特定健診の予約申込みだったり、マイナンバーカードの申請等々、非常に多くのことがデジタル化されているわけでありませうけれども、そういったところも基本的なところでいうと、簡単なスマートフォンの使い方、あるいは市の代

表的なアプリなどのサポートを行っているというところでもございました。

特徴的なところは、郵便局でもデジタル支援をしていただいていると。3局でもございましたけれども、やっているということでありました。そして市内の金融機関の窓口においても同じように店頭でのサポートを行っているということでありました。

そして藤枝市では、デジタル活用講座、市民向けの講座ということを今年度でありますけれども、開設して各地区の交流センター、支所等を会場にした講座を40回ほど開催するというところで、非常に手厚いデジタルデバイドの解消を図るというところでもございました。

何に増しても藤枝市というのは、企業の取組等も非常に進んでいるところでもございましたけれども、ICTを活用する人材の育成、これに向けてどういう取組をするかということの一つ、3本の柱として、即戦力で活躍できるICT人材育成、子供たちの活躍のフィールドとなる地域産業の成長、さらにICTを活用した新しい働き方の提供を掲げていろいろな取組をしているというところでもございました。

非常に有意義な視察であったわけでありましてけれども、市のほうに対してどのようなものかということでの質疑応答及び参加した委員の感想等々も記載のとおりであります。

次に、瀬戸市であります。人口のほうは約13万人くらいでありますけれども、愛知県の中でも人口減少というのが非常にやはり問題になってきているというところで、小中一貫校を含めた教育環境の整備ということに突き進んでいるということでもございました。

我々が行きましたにじの丘学園というのは、令和2年に開校された学校であります。2つの中学校とそれから5つの小学校、これを統合して施設一体型の小中一貫校を整備したということでもあります。

当初800人くらいの予定でもございましたけれども、非常に新しい学校ということで人気があるということで、市内からこの学区へ引っ越しをなされて、現在1,100人のお子さんが通っているということでもございました。来年度については学級数を増やすということで、どうするかということを検討しているということでもございました。

にじの丘学園の誕生の起点となったのは、やはり年々子供たちの数が減少しているという少子高齢化という問題であります。一度もクラス替えができない、部活動が成立しないなど、子供たちにとっての教育環境が悪くなっていくところを、多くの子供たちを集めて切磋琢磨し合う機会を増やしてあげようというところが始まりでありました。子供たちの多様な考え方に触れさせて、一定の集団の中で切磋琢磨するため、魅力ある学校づくりと適正規模、適正配置の推進、9年間一貫した教育、こういったところからできたにじの丘学園でありますけれども、小中一貫校の創設も含めて議論が始まったということでもございました。

一貫校の新設に当たりましては、有識者や地元自治会、PTA、関係校の校長、教育委員会など多くの方々から参加いただき、また大学生からも参加いただき、各地区で地区協議会を立ち上げ話し合いを続けてきたそうでもあります。

瀬戸市では、一番の課題となったのが通学路の話でありましたけれども、瀬戸市の中では半径2キロメートル以内ということで、非常にコンパクトであったということが、通学路の

解消についてもバス通学まではしなくてもよいという、そういうところが見えてきたところでありました。そうはいっても、実際の通学路を歩いてくるわけでありますから、危険箇所や交通量などをよくよく点検し、横断歩道や防犯灯、防護柵を設置するなどのいろいろな対策をしたらよいという提言がなされて、実際にやってきたということでありました。

令和2年に新校舎が完成したわけでありますけれども、その中でもやはり社会的課題をどう捉えるか、そういう力を育成していこう。いろいろな人と目的を同じにして協力していく力をどうやって育成するか。必要な情報を集めていくその力をどうやって育成するか。誰とも話合う力、これをどうやって育成していくのか。分かりやすく伝える力、これをどうやって育成していくのかという、5つの力を合わせた協働型課題解決能力を子供たちにつけていただくということで、現在教育を行っているということでございました。主な質疑応答並びに参加した委員の意見については、記載のとおりであります。

以上で、報告を終わります。

○議 長 総務文教委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、総務文教委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 次に、産業建設委員長・吉田光利君の報告を求めます。

産業建設委員長。

○吉田産業建設委員長 おはようございます。それでは、産業建設委員会の管外調査の件につきまして報告いたします。要点のみ報告いたします。

期日は令和5年7月21日、調査先は茨城県つくば市、調査内容はスタートアップ戦略ということで、管外視察を行いました。参加者は委員7名全員、執行部については2名、事務局1名の計10名でした。

今回は、起業・創業支援の先進地であるつくば市に、行政の取組、民間支援団体によるサポート内容を当市の取組の参考とするために視察を行いました。視察先ではスタートアップ推進室長にお話を伺いました。

つくば市は市内に約150もの研究機関がある学園都市です。現在の人口は約25万人、つくばエクスプレスの開通で東京へのアクセスがよく、年間5,000人のペースで人口が増えています。

つくば市のスタートアップ戦略第1期は、2018年に始まりました。きっかけは市民アンケートの結果から、科学技術都市と言われているつくば市で市民が科学の恩恵を感じていないのはまずいのではないかといるところが、市の問題意識としてありました。

そこで産業を出していくことと、市民が身近にテクノロジーを感じてもらうためには、研究機関の研究成果が製品やサービスとして市場に出ていかないと駄目ではないかという仮説のもとでスタートアップ支援を始めました。ただ、行政にはスタートアップを支援するため

のノウハウがなかったため、外部人材を雇用し戦略を作成しました。

つくば市の支援体制の特徴は、一般的な創業支援は経済部の産業振興課、テクノロジーを使ったスタートアップ支援は科学振興課のスタートアップ推進室で色分けをしています。ただ、スタートアップは中小企業支援の補助金も対象になるので、スタートアップ予算のほかにそれに絡む予算をうまく活用しています。つくば市の予算規模は、スタートアップ推進室が約2,000万円、この後に出てくるスタートアップパークで約5,500万円となっています。

つくば市の第1期からのスタートアップ支援について、主な事業の2つを報告いたします。1つ目はスタートアップパークです。ここは、いわゆるコワーキングスペース、インキュベーション施設——起業家の育成の施設です。スタートアップパークは一般市民にも開放し、一般市民がスタートアップやテクノロジーを感じてもらおうようにしています。また、毎週水曜日を固定にしてイベントを開くことで、人が来るきっかけにしています。

2つ目は、つくばスタートアップ・エコシステム・コンソーシアムです。これは企業の共同事業体を指しています。任意の組織で、研究機関、民間組織、団体、自治体が入っています。取組内容は、産学官金の連携によるスタートアップ創出支援などがあります。この組織は役割があるというよりは自由に動いてよし、そして緩くつながる組織で、この組織があることで横のつながりができ、スタートアップとそれぞれの組織がつながれているということです。このほかにもつくば市では、海外、自治体、民間組織などと連携してスタートアップが活動しやすい環境を整備しています。

今年から始まった第2期スタートアップ戦略では、人的資源と研究成果を生かしたスタートアップ創出、スタートアップが成長できるエコシステムの醸成を基本方針に掲げて取り組んでおります。

まとめとして、スタートアップ推進室長は、スタートアップ企業にとっても住みやすい町という視点が大切であり、いかに気持ちよく生活してもらいながら、スタートアップという仕事をやってもらうかが行政側の最大のミッションと話されていました。

質疑応答では、スタートアップの規模が大きくなると、拠点を東京周辺に移す傾向があり、その引き止めやフォローはという質問に対し、つくば市では東京に行きたいと言われれば、頑張ってくださいと背中を押している。スタートアップは大きく成長することを目標としており、大きくなるためには東京に行くことは避けられない。むしろ関係がうまくいきそうな人を紹介したり、東京に出てからも関係が続くようにしているということでした。

その他の質疑応答、委員の意見は報告書をご覧ください。

以上で、産業建設委員会の報告を終わります。

○議 長 産業建設委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、産業建設委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を 11 時 5 分といたします。
〔午前 10 時 52 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
〔午前 11 時 05 分〕

○議 長 社会厚生委員長・目黒哲也君の報告を求めます。
社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長 社会厚生委員会の管外調査及び管内調査の報告をさせていただきます。

まずは管外調査でございます。期日は令和 5 年 7 月 5 日から 6 日、委員の出席は 6 名でございました。議長からも出席をいただきました。また、村山介護保険課長と桑原包括事務主幹も同行していただきました。今回の調査は 2 か所で、1 日目は神奈川県相模原市、2 日目は東京都武蔵野市に視察に行っていました。配付資料に基づき、要点のみをご報告いたします。

最初に相模原市の地域お出かけサポート推進事業についてご報告いたします。外出困難な高齢者や障がいのある人などの外出のお手伝いをする地域のボランティア団体に対し、地域主体の活動を支援するため、団体の立ち上げに向けたアドバイザーの派遣や担い手養成講座の開催、活動経費に対する補助金の交付などを行っております。

この推進事業の背景には、平成 28 年頃より高齢者の危険運転などの事故が多発し、高齢者の免許返納等が増加し、特に中山間地域や公共交通機関による移動手段が限られている地域では、高齢者の移動支援が地域課題として深刻化してきたことにあつたそうでございます。

地域でどのくらい移動に困っている人がいるのか、困っている内容は何か、支援に必要な担い手や車両の確保などの地域の実態を把握するためにアンケート調査を実施し、その調査に基づき、専門家のアドバイザーを派遣し、勉強会や地域のニーズや担い手の確保など、地域の住民と一緒に取組を進めていきました。

また、移動支援に関わるボランティアに対し、外出支援担い手養成講座を開催し、移送上の注意事項等や高齢者や体の不自由な人に対する支援の仕方、福祉車両の扱い方、運転の仕方など、座学と実習を行いました。

また、平成 28 年度の社会福祉法の改正により、社会福祉法人は地域貢献が義務化になったということで、社会福祉法人の協力が得られ、法人の車両や運転手の支援をいただいているとのことでした。さらに環境省のモデルとして、グリーンスローモビリティの実証実験を実施し、令和 5 年度から試行運転を開始し、令和 7 年度より本格的に運行を予定しているそうでございます。

補助金は、構成員や 5 人以上のボランティア団体に対して、燃料費、車両の購入、整備費用、駐車場代等の経費として年間 30 万円から 50 万円の補助をしているとのことでした。

相模原市の取組を伺い、住民が主体となって、住民が自らの手で、自らの地域の課題を解

決し、自らの地域を守っていくということの大切さを感じました。また、市は補助金だけではなく、市のサポート体制が充実していることが成果につながっているのだと考えます。

当市においても、地域に合わせたお出かけサポート事業を推進していく必要性を感じる視察でございました。具体的な施策や質疑等に関しましては、内容が資料に掲載されておりますのでご覧ください。

続いて、武蔵野市の介護予防・日常生活支援総合事業についてご報告いたします。介護予防・日常生活支援総合事業は全国で行われている事業でございますが、武蔵野市は市独自の基準で、訪問・通所型サービスの実施、テンミリオンハウスやいきいきサロンといった施設を地域住民が運営、武蔵野市不老体操を活用した健康づくりや、認定ヘルパー制度といった独自の施策が全国的に注目されております。

武蔵野市の地域包括ケアシステムは、まちづくりの支え合いの仕組みづくりと言い表すことで、市民に分かりやすく親しみやすい仕組みづくりを目指して、市民も事業者も行政も一体となって支え合いのまちづくりを進めております。

地域の共助を進める独自の高齢者施策として、地域での見守りが必要な高齢者を支援する施設であるテンミリオンハウスは、市から年間 1,000 万円までの補助を受けてNPOや地域団体等が運営しております。今後も地域の特性を生かしたテンミリオンハウスを展開していく予定であるとのことでした。

また、テンミリオンハウスよりさらに身近な集いの場であるいきいきサロンは週 1 回以上開催し、介護予防に資するプログラムを実施するNPOや住民団体等に開設・運営に関わる費用を補助しており、いきいきサロンは令和 5 年 4 月時点で 23 か所、目標は 51 か所としているようでございます。

加えて、重度障がい者向けの移動サービスとしてコミュニティバスを稼働しているほかに、なお外出困難な高齢者等向けに、誰もが気楽に外出できるまちを目指す福祉移送レモンキャブを導入し、実施主体は武蔵野市、運営は社会福祉協議会が受託し、運行管理は市民が担うという公設民営で 2000 年から本格運行を始めました。現在、レモンキャブ車両は 9 台であるが、今後はさらに増やしていくことが検討されているとの説明がございました。

また、急速な高齢化の対応や、サービス提供主体の多様化の中で介護人材不足を補うために、武蔵野市認定ヘルパー制度や武蔵野市独自の事業所指定制度を制定したり、生活支援コーディネーターによる地域課題の抽出を図ったり、地域包括ケア人材育成センターを設置し、人材の発掘、養成、質の向上、相談受付や情報提供までを一体的に行う総合的な支援を開始し、福祉サービス事業者及びその従事者への様々な支援を目的とした、生かす・育てる・つなぐ・支えるの 4 つの機能を持たせ、事業を順次実施していると説明がございました。

武蔵野市役所では、介護保険制度の導入前に、介護保険制度は高齢者介護の一部分しか担えないとの問題意識があり、セクターを超えた熱心な議論が重ねられ、全庁的なコンセンサスが得られていたことが、全国的に注目される武蔵野市独自の取組が生まれたと考えております。

2025年には、団塊の世代の全てが75歳以上の後期高齢者になります。当市においても、高齢者が安心して暮らせる環境を整えることが大切であると考えます。そのためには自立支援、重度化防止へ向けた医療と介護の連携、高齢者を支える人材の確保・育成がその下支えとなります。

武蔵野市と相模原市の視察を通し、地域生活に関わる人や組織が保健・医療・福祉・教育などの分野を超えて連携し、地域の互助・共助の力とともに協働し、継続的で体系的な支援を整備する必要性を強く感じました。具体的な施策や質疑等に関しましては、内容が資料に掲載されておりますのでご覧ください。

以上、管外調査の報告となります。

続きまして、管内調査のご報告をいたします。期日は令和5年7月28日、委員の出席は7名全員でございます。議長からも出席をいただきました。

今回の調査事件は、健診施設等建設事業の進捗状況についてと、医師の働き方改革についての2点とし、執行部より出席を求め、調査を行いました。配付資料に基づき、要点のみご報告いたします。

まずは健診施設等建設事業の進捗状況についてであります。南魚沼市健診施設等建設工事基本設計を基に説明がございました。前回は、屋上の形だけ記載しておりましたが、今回はソーラーパネルの設置位置を追加して示してございます。工程について簡単に説明いたしますと、令和6年6月に工事を着工したいと考えており、令和6年中は主に杭工事と建物の基礎工事を考えております。年が明け3月くらいから鉄骨の建て方を始め、令和7年12月頃には完成という工程が組まれているとの説明がございました。

実施設計については、基本設計を行った山下テクノスと7月20日付で1億2,000万円ほどの設計額に対し、1億54万円で随意契約を行い、落札率は83.7%であるとの説明がございました。

続いて、都市構造再編集中支援事業についてでございますが、現在、国と協議を開始し、今のところ大きな支障はなく進んでいると認識しており、令和6年3月に予算内示を受けるべく事業を進めたいと考えていると、執行部から説明を受けた後に質疑に入りました。

基本設計について、工程計画について、CLT構造について、医療機器について、雪冷房について、ペレットボイラーについて、非常用発電について、訪問介護や介護、在宅療養について、職員確保について、全体事業費について等々、活発な質疑が行われました。詳細な内容については、資料に掲載されておりますのでご覧ください。

続いて、調査項目2つ目、医師の働き方改革についてでございます。病院事業の今後の方向性を入院機能の集約化と地域包括ケア体制の整備とし、持続的な医師確保を図る考えであると説明がございました。ここ数年、自治医科大学の若手医師の研修医と専攻医を大幅に増やして、医師確保に努めております。初期研修医から専攻医、チーフレジデントと同じ研修医がらせん階段を登るように、自ら市民病院を希望してくれており、こういったシステムがようやく定着し、内科系の若手の養成体系ができつつあると説明がございました。

上級の医師の派遣を受け入れている状況については、地域医療振興協会との契約により支援をいただいております。そのほかに地域医療振興協会と自治医科大学からは、個人的に会計年度任用職員発令を行い、主に外来をカバーしていただいております。そのほかにも多くの大学や個人からも支援をいただいている状況でございます。

総合医学では、全国で初めて南魚沼地域医療学講座を設置し、特命教授、特命講師、特命助教の3人を順次確保できました。さいたま医療センターと連携しながら、心臓カテーテル検査や治療を市民病院で行っており、市民から非常に多くの感謝の言葉をいただいているとの説明がございました。また、新潟県のご尽力により、今年度から全国的には珍しい北里大学医学部に南魚沼市地域枠を設置し、非常に優秀な学生が入学してきたとのことでございます。このように3年間で若手医師を中心に、今でき得る医師確保を行ってきております。

次に、現在の常勤医師でございますが、令和5年度、令和6年度で多くの高齢の幹部職員等の退職が見込まれております。これは定年退職のほかに、定年退職ではない一般任期付採用者も期限を迎えることも含め、非常に多くの医師の退職が見込まれております。特に課題は外科であり、手術は2人体制で外科医師が全体で2人体制となれば、病棟や外来の制限が出てくる恐れがございます。また、透析を担当する腎臓内科は、医師確保も一本釣りでは雇用が不可能になってきており、現在市民病院の透析患者は100人を超え、さらに増加傾向にあり、透析ができなくなるということでは済まされないと考えていると説明がございました。

ゆきぐに大和病院については、現在、労働基準監督署に対し、日当直医師を増やして3度目の宿日直申請を行うべく調整しております。隣の魚沼基幹病院も当直の支援は一切できないということでありましたので、魚沼基幹病院としてではなくアルバイト医師としてできないかということで、医局にビラを配ったりもしておりますが、非常に厳しい状況でございます。現在、非常勤医師として、茨城県や神奈川県からの医師からも支援を受けております。そういった医師自身も親元の病院が労働時間規制を受けており、親元の病院も含めてトータルで労働時間がオーバーになれば、親元の病院から来年度の当初、あるいは年度途中で兼業が許可されないということも想定されます。

加えて、副院長も令和6年度で定年を迎え、このままでは令和6年度のスタート時から病院として存続できない状況にあります。市民病院から支援しなければならないと考えておりますが、市民病院自身も宿直の許可をウイークデーでは取られておりますが、土日の日直は患者数が多く、医師2人体制での許可は取られていないのが現状でございます。

したがって、令和6年度以降、ゆきぐに大和病院の診療はおろか、中核的な市民病院自体の患者対応にも支障を来す恐れが出てきております。しかし、総動員で令和6年度中はゆきぐに大和病院の病院形態は維持したいとの説明がございました。

病院事業全体として医療サービスを維持するためには、令和7年度以降は入院機能を市民病院に集約し、在宅医療を強化した診療所化、例えば大和地域の医療福祉センター的な整備が必要ではないかと考えております。

7月21日の新聞報道によると、魚沼地域医療構想調整会議では、今後は魚沼基幹病院が紹

介受診重点医療機関になることから、大和地域全体としては、外来の紹介機能の充実がさらに必要ではないかと考えております。

今後については、経営管理本部会議、市民会議、医療対策実施本部会議を経て、9月には外部のコンサルに持続的な医師確保に関して、特に指定管理の調査研究について依頼したいと考えていると執行部から説明を受けた後に、質疑に入りました。質疑等に関しましては、内容が資料に掲載されておりますのでご覧ください。

以上、長くなりましたが、社会厚生委員会の報告を終わります。

○議 長 社会厚生委員長の報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、社会厚生委員長に対する質疑を終わります。

○議 長 以上で、報告第4号 所掌（所管）事務に関する調査の報告について（継続調査）を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに陳情を除く付議事件は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算、決算に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本会期中の特別会計及び公営企業会計の決算認定議案並びに陳情を除く付議事件は、委員会付託を省略し、また、議案等に対する市長の提案理由説明は、予算、決算に限って行い、その他の案件については、市長の提案理由説明を省略し、担当部長等による説明といたします。

○議 長 委員会に付託される付議事件につきましては、運用内規にありますとおり質疑は大綱質疑とし、担当委員会で付託議案の審査を行う方は、他の人に質疑の機会を譲るようお願いいたします。

なお、明らかに大綱質疑とならない発言については、発言の中止を命ずる場合がありますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

○議 長 日程第6、陳情第3号「私立高校の学費負担軽減と専任教員増を促進するため、私学助成の増額・拡充を求める意見書」の採択を求める陳情を議題といたします。

陳情第3号を総務文教委員会に付託しますので、審査をお願いいたします。

○議 長 日程第7、第11号報告 健全化判断比率についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第11号報告 健全化判断比率につきましてご説明申し上げます。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律——通称で財政健全化法と言われるものですが——第3条の規定に基づきまして、令和4年度の決算に係る4つの指標を算定し、監査委員の意見を付して、議会に報告を申し上げます。

1ページの表をご覧ください。4つの指標の算定結果でございます。最初の実質赤字比率は、一般会計等の実質収支に係る比率で、2番目の連結実質赤字比率は、特別会計を含めた市全体の会計の実質収支及び資金不足等に係る比率でございます。それぞれ赤字あるいは資金不足は生じておりませんので、該当なしとなっております。

3番目の実質公債費比率が0.1ポイント減少しまして11.6%、4番目の将来負担比率は27.5ポイント減少しまして、4.1%と大きな低下となりました。

3ページをお願いいたします。総括表①でございます。健全化判断比率の状況でありまして、上の表は、1ページの表と同じ内容であります。下の表は、財政健全化法で定めます財政状況の判断指標でありまして、上段が早期健全化基準、下段がそれよりも状況が悪い財政再生基準、この2つの段階の基準を示しております。令和4年度の決算の算定結果は、いずれの基準も下回っているという数字になっております。

参考といたしまして、実質公債費比率にはこの基準のほかに18%というラインがありますが、新潟県は令和4年度一般会計決算で、実質公債費比率の3か年平均が18%以上となり、地方債の発行に国との協議ではなく——私どもは協議なのですが——協議ではなく、国の許可が必要な地方財政法上の起債許可団体に移行しました。実質公債費比率が18%以上25%未満の団体は、公債費負担適正化計画の策定を前提に、一般的な許可基準によりまして許可されることとなります。

続きまして4ページ、総括表②であります。これは、実質赤字比率も含めた連結実質赤字比率の状況であります。左側、上の表であります。これが城内診療所特別会計を含めました一般会計等の実質収支額、小計欄で22億3,291万円という金額になっております。標準財政規模195億4,310万円に対する比率が実質赤字比率、これがマイナスであります。実質収支が黒字でありますので、マイナス11.42%という状況であります。

この標準財政規模ですが、具体的には、毎年経常的に入ってくる市町村の裁量で自由に使えるお金でありまして、一定の計算式のもとで算出された見込額（理論値）をいいます。

そのすぐ下の表は、3つの特別会計の実質収支額と、右側の表、公営企業会計の資金不足・剰余額で、それらの合計額が一番下の合計欄47億5,373万円という金額になります。標準財政規模に対する比率が、右側の最下段、連結実質赤字比率でありまして、マイナス24.32%という状況であります。黒字の場合にマイナス表記ということになりまして、該当なしということになります。

次の5ページであります。総括表③、実質公債費比率の状況であります。実質公債費比率は、1年間の経常的な一般財源収入に対します借入金の返済額が占める割合でありまして、3か年の平均値で表す比率であります。

計算としましては、表の①から⑦の合計、令和4年度においては54億3,697万円で、借入

金の返済額に当たります。これが分子となります。中段の表の左側、⑫から⑭の合計が経常一般財源。令和4年度は195億4,310万円、これは4ページで出てきました標準財政規模の金額であります。これが分母となります。これらが基準でありまして、これから分子・分母それぞれから控除する額があります。⑧は返済のための特定財源として分子のみから控除する額。⑨から⑪までは、元利償還金に対して交付税算入される額、これは分子・分母両方から控除する額。

表には記載されておられませんけれども、分子の計は17億8,000万円ほど。前年度比4,800万円ほど減っております。一方、分母の計は159億100万円ほどで、前年度比6億3,900万円ほど減っております。これらにより算出されました、令和4年度決算に係る単年度の比率が、ページ中央に並んでいます右から2番目の表、実質公債費比率（単年度）の表の最下段、令和4年度11.19634%という数字であります。これを直近3か年平均で出しますと、一番右端の表の11.6%となるものでございます。

実質公債費比率0.1ポイント減少、このわずかな減少要因でありますけれども、今ほどご説明しました、5ページ中央、右から2番目の表、令和4年度単年度算定では、前年度比0.1ポイントほどの増となりましたが、3か年平均において、令和4年度算定値より0.40ポイントほど、若干高率の令和元年度算定値が外れたことによるものであります。令和4年度単年度では、前年度比0.1ポイントの増となりました。これは算定式の分子となる元利償還金及び公営企業への繰出金はともに減少しているものの、分母となる標準財政規模の減少幅のほうが大きくなったことが主な要因でございます。企業会計への繰出金は、特筆すべき変動はございませんでした。

6ページをご覧ください。総括表④、将来負担比率の状況であります。一般会計が将来にわたって負担しなければならない、実質的な負債額の標準財政規模に対する比率であります。

3ページに一旦戻っていただきます。3ページの下段の表、下から2番目の段、一番右になります。これが財政健全化法で定めます将来負担比率の早期健全化基準350%という数字が載っております。地方債や公営企業債等の繰入見込額から、充当可能財源を控除した実質的な将来負担額が、経常的な年収の3年半分を超えると要注意だという意味合いになるわけであります。言い換えますと、3年半分の標準的な収入を全て借金返済に回さなければ完済することができないということになります。

南魚沼市の将来負担比率は、財政健全化計画への取組の最終年度でありました平成22年度決算において、150%台になりました。その後は、ほぼ横ばいから多少減少傾向で推移し、令和2年度及び令和3年度で大幅な減少となり、さらに令和4年度決算におきましても、前年度比27.5ポイント減少ということで、大きく減少したわけでございます。

6ページに戻っていただきます。計算式の内訳をご説明申し上げます。一番上の表が、将来負担額の内訳で、地方債の現在高、及び公営企業債等繰入見込額などでありまして、左端の地方債の現在高は、前年度比26億8,028万円の減少であります。大型普通建設事業が終了したこと、及び財政健全化計画に基づいた起債償還を継続する中で、償還額のピーク時期が重

なったことなどにより減少したものであります。

左から3番目、公営企業債等繰入見込額は、前年度比16億6,687万円の減少であります。これは、各企業会計の起債残高が減少しているということにより、各会計への将来負担額を算定する割合も下がったということでございます。

将来負担額の合計は、46億1,532万円の減額となりました。

中央の表は、充当可能財源等であります。左端、充当可能基金は、ふるさと応援活用基金の増加などによりまして、20億7,430万円の増加でございます。

充当可能特定歳入は、都市計画税が主たるもので、都市計画税は廃止されたため、令和3年度決算から滞納繰越分だけになっております。

基準財政需要額算入見込額は、20億8,534万円の減。充当可能財源の合計は、3,666万円ほどの減にとどまりました。これは、償還が進み基準財政需要額算入見込額は減少しているものの、充当可能基金の増額によってその分を埋めている形でありまして、結果として一番下の計算AマイナスBにおきまして、将来負担額Aの構成要素、地方債の現在高及び公営企業債等繰入見込額の減額となった分が、そのまま分子の減額分に反映されている形でございます。

以上によりまして、一番下の分数式で、分子となります将来負担額から、充当可能財源を除くAマイナスBが、前年度比45億7,865万円の減。分母では、標準財政規模Cの増と算入公債費等の額Dの減によりまして、CマイナスDが、前年度比6億3,952万円の減となりました。結果、将来負担比率は4.1%と、前年度比で27.5ポイントの大きな減少となったものでございます。

この減少要因でありますけれども、各会計の起債残高が減少傾向にあることや、その効果により、公営企業債等繰入見込額が減少したこともありますが、最大の要因は、ふるさと応援活用基金の増加による充当可能基金が大きく増えたことから、前年度比で大きな低下となりました。

まとめとしまして、現状では償還が進み分子が減少したとしても分母も緩やかに減少するため、実質公債費比率は変わらないか、下降するにしろ微減程度と考えてございます。将来負担比率に関しては、公営企業の起債残高は減少しており、その効果により各会計への将来負担額を算定する負担割合が下がる傾向は今後も続くと推測しております。

この2つの指標についての第3次財政計画の推計は、市長が所信表明で言われたとおりでございます。

以上で、第11号報告の説明を終わります。

○議 長 次に、監査委員の審査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、私から財政健全化判断比率についての審査意見を報告させていただきます。今ほど総務部長より、非常に分かりやすい説明をいただきました。大変ありがとうございます。

それでは、審査意見書の1ページでございますけれども、第1、基準に準拠している旨から、第5、審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。

第6、審査の結果でございます。審査に付された健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われておりました。

続きまして、下段の健全化判断比率の状況でございます。実質赤字、連結実質赤字はありませんでした。また、実質公債費比率につきましては、前年度に比べ0.1ポイント低下し、11.6%。単年度では若干数字が上がったという説明もございました。

将来負担比率につきましては、前年度に比べ27.5ポイント低下しまして、4.1%となっております。いずれも早期健全化基準を下回っておりますので、報告させていただきます。

○議長 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 5ページの実質公債費比率の計算のところでちょっとお伺いします。昨年、令和3年度と令和4年度を比べて、元利償還金の額も減っていますし、公営企業に対する繰入れも減っていると。一部事務組合に対する充当金の補助も減っているという中で、先ほど総務部長のほうで、繰出金は減ったけれども標準財政規模が小さくなっているということですけれども、そうすると真ん中、中段右側の実質公債費比率の単年度、令和4年度と令和3年度を比べると、若干ですけれども率は上がってきているということでありまして。ここら辺は公債費、借金のほうの額自体は減ってきているけれども、標準財政規模は小さくなっているために、計算上、令和4年度は実質公債費比率が上がるのだと、そういうふうに解釈していいのか、それをちょっとお伺いします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 考察としては、議員がおっしゃるとおりでございます。トータル的には先ほどまとめのところでも申し上げましたが、現状では償還が進み減少したとしても、分母も緩やかに減少するというようなところで——こんな感じですか、でございますので、ご質問については、考察はそのとおりになるかと思えます。

以上です。

○議長 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 そうすると一応計算式の基準となる標準財政規模でありますよね。これについては、徐々に縮小傾向にあると。人口も減っているというところでそういう部分もあるのかなと思うのですけれども、令和3年度と令和4年度を比べた場合の標準財政規模の縮小ということは大体このぐらいかというふうに想定なさっていた範囲なのかどうか。傾向的にはもう少し減っていくのではないかと、190億円を切ってくるのではないかと考えていたのですけれども、まだ195億円ですか、あるというのですけれども、減っていく、縮小していく額、割合ということについては、総務部としてはこんなものだろうというふうにお考えなのか、そこだけお伺いします。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 第3次財政計画でも、当然ある程度推測はしておりますけれども、やはり一番は、5ページを見ていただきますと、議員おっしゃるのは5ページのところの真ん中の段の左のほう、⑬というところがありますけれども、これは令和3年度と令和4年度を比較していただくと下がっているというところ。それからその右、⑭の臨時財政対策債、これは臨時財政対策債イコール交付税でありますので、下がっている。これはやはり人口です。人口の関係で、直近ですと調査がちょっといつだったか忘れてしまいましたが、その反映ということも出てこようかと思っておりますので、やはり人口が下がることによって、議員がおっしゃるとおりのこの部分が下がってくると、全体的に経常一般財源は下がってくる。経常一般財源ということは標準財政規模が下がっていくというような連動式といいますか、ということになろうかと思っております。

以上です。

[何事か叫ぶ者あり]

○議長 長 想定していた分がどうかと……。

総務部長。

○総務部長 臨時財政対策債の関係がちょっとまた令和3年度のとき別建てであったのですけれども、これは全体的には財政部局でも想定していたというような内容になってございます。

以上です。

[「終わります」と叫ぶ者あり]

○議長 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 将来負担比率が27.5ポイントという大幅に低下したということで、自治体によっては喜ぶ自治体もあるだろうとは思いますが、市長の今日の所信表明を聞いたところでもちょっと何かその評価みたいなのがなくて、先ほどの総務部長の話でも27.5ポイント低下ということに関する評価というのがあまり——私が聞き漏らしたのかもしれないけれども、改めて今回27.5ポイント低下したことに関して、市としてはどういうふうに評価されているのかだけお聞かせください。

○議長 長 総務部長。

○総務部長 トータルの評価、下がっていますので、いい評価ということが言えるかと思っておりますが、ただそれだけをもって単純に喜ばしいということでもないです。先ほど説明の中で申し上げました充当可能基金ですね。この財源のお話をさせていただきましたが、昨年ですか、昨年も確か佐藤議員のほうからその関連のご質問があったと思うのですけれども、ふるさと納税の関係も好調だと。好調がゆえに下がっているということは喜ばしいことですが、それがなかった場合、どうなのかというような論点も生じてこようかと思っておりますので、当然我々はそういうことも踏まえながら、財政運営をしていかなければいけないということだと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 将来負担比率のところ、今ちょっと過去の質問も話が出ましたので、確認やらをさせていただきたいのです。非常に将来負担比率が、ずっと気にしているところが急激に下がったのでびっくりしたところですけども、中身を見ますと地方債が27億円ぐらい減りまして、そしてまた繰入見込額も減っていると。反面、今言いましたようにふるさと納税の関係で充当可能財源が、これも20億円ぐらい増えましたかね。そういう関係になればこういう数値が出るのは当然なのですけれども、今話が出ましたようにふるさと納税が充当可能財源になるということは、ふるさと納税が動けば、非常にこの数値が動きやすい。

そしてまた地方債の残高ですから——最近大きい事業がないのですけれども、例えば給食センターとか、またごみ処理場とか、公営施設の改修とか、そういうものが出てくれば、またグインと上がるという要素を非常に含んだ比率というか、指標だと思うのです。そこら辺の認識というか、先ほどちょっとやはり考えながら財政運営しなければならないという話がちょこっと出ましたけれども、そこら辺の認識をもう一回聞かせていただきたい。

○議 長 総務部長。

○総務部長 佐藤議員がおっしゃるグインとというのが、どのあれだか、あれなのですけれども、先ほど申し上げましたように我々としましては、当然そういうのも加味しながらということで、令和3年9月に発出しました第3次財政計画、こちらのほうでも今ほどの前段の例年の予算調整と明確に違う点ということで、ふるさと納税の寄附総額、こういったものも考慮してございますので、さらには大型のこれからの事業、そういったものもシミュレーションの2のほうですか、そういったものを押さえています。

言われるように大型事業があって借入れしたときには、グインとというのは当然あるかと思いますが、やはり財政指標あるいは財政運営していく上で重要なのは、全体のバランスをどう考えていくかであります。グインと上がるから、では借金しないでその事業をやめるのかということにはならないと思います。それをほかの事業と加味しながら、あるいは優良債の適用とか、補助金の適用とか、そういったものを知恵を出しながら借入れをして、ある程度コントロールしていくということが重要であると考えてございます。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 部長の言うとおりでと思います。ただ、グインとというところは、ここの地方債の表の中では地方債の現在高というところ、これは償還額ではなくて現在高です。1つの大きい事業をする、2つの大きい事業をするとなると、ここが大きく変わってくるわけ、そういう面でちょっと大型事業の導入ということになれば、極端にまた数字が変わってくるのではないかとこのところで質問させていただいたので、グインとというところだけちょっと補足説明をさせていただきました。

以上です。

〔「答弁はいいです」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第 11 号報告 健全化判断比率についてを終わります。

○議 長 ここで、昼食のため休憩といたします。休憩後の再開を 1 時 15 分といたします。

〔午前 11 時 48 分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午後 1 時 14 分〕

○議 長 なお、新潟日报社より写真撮影の届出が出ましたので、これを許可いたします。

○議 長 日程第 8、第 12 号報告 資金不足比率についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 第 12 号報告 資金不足比率について、ご説明を申し上げます。

本報告も第 11 号報告と同じく、財政健全化法の規定に基づき、公営企業の経営状況を表す資金不足比率を算定し、監査委員の審査意見書を付して報告するものでございます。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額につきまして、それぞれの事業規模——これは具体的には営業収益の額でありますけれども、これに対する比率を求め、指標化することで経営状態の悪化の度合いを示すものであります。

ここでの資金不足額は、先ほど第 11 号報告で申し上げました、連結実質赤字比率の算定に用います資金不足・剰余額と同じであります。

1 ページの表にありますとおり、3 会計とも資金不足は生じておらず、資金不足比率は該当なしとなっております。

3 ページをお願いいたします。報告資料の算定式の表でございます。公営企業法適用事業の算定表であります。

表の(1) a - b は、流動負債 a から控除額等の b ——これは企業債などでありますけれども、これを控除した額でございます。

(2) c - d は、流動資産 c から控除額等 d ——これは貸倒引当金などありますが、今回はゼロ円です。(1) から(2) を差し引いた額が(3) の額であります。財政健全化法施行令により算出される資金不足額ということになります。

資金不足額がマイナスになっておりますので、連結実質赤字比率に用いる数字は、(5) では剰余額ということになります。3 会計いずれも黒字ということでもあります。

したがって、(6) 資金不足額の欄では、不足となっておりますので数字が入らずに、(7) の右の欄、資金不足比率は該当なしとなるものでございます。

以上で、第 12 号報告の説明を終わります。

○議 長 次に、監査委員の審査報告を求めます。

代表監査委員。

○代表監査委員 それでは、令和 4 年度決算に基づきます、今ほど説明がございました南魚沼市資金不足比率審査意見を報告させていただきます。

2 ページでございます。第 1 の基準に準拠している旨から第 5、審査の方法につきましては、記載のとおりでございます。

第 6、審査の結果でございます。審査に付されました資金不足比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成につきましては、いずれも適正に行われておりました。表のとおり、水道事業、病院事業、下水道事業の各会計いずれも資金不足は発生しておりませんでした。

以上でございます。

○議 長 質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

以上で、第 12 号報告 資金不足比率についてを終わります。

○議 長 日程第 9、第 13 号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第 13 号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出について、説明を申し上げます。

これにつきましては、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定、及び南魚沼市予算の執行に関する市長の調査等の対象となる法人の範囲を定める条例第 2 条の規定に基づき、経営状況を説明するものです。

それでは、第 27 期事業報告書をご覧ください。1 ページの I、事業の経過及び当期概況ですが、アグリコアでは従来から南魚沼産を中心とした新潟県産ブドウによる製品製造方針を堅持し、品質に配慮した生産を行っております。今後も引き続き高品質な県産ブドウを使用する方針を継続していきます。外販部門は、原材料費の高騰から 10 月に全商品の価格改定を行ったものの、新型コロナの影響が減り、年間を通じて観光やイベント開催が増えたこと、また宿泊施設や小売店販売でも需要が拡大したこと、さらに原料となりますブドウが安定的に確保できたこと、それからそれにより欠品商品がなかったことなどから好調な販売となり、売上げは前期比で 135.9%、コロナ禍前の 98.1%にまで回復しました。

売店部門では依然として観光バスによる団体客は回復せず、コロナ禍前の 15%程度にとどまっているものの、反面、個人客が回復してきました。そのため、売上げは前年比 123.5%と

なりましたが、まだコロナ前と比較してみると60%でありますので、依然厳しい状況となっております。

レストラン部門も、各種の規制もなく通常営業を行えたことから以前より客足は戻り、前年比142.1%となりました。しかし、こちらもまだコロナ前の程度までの回復は遠く、コロナ禍前の67.0%にとどまっております。

結果としまして、当期業績は、売上増に加え、補助金、助成金等収入があったこと、また経費抑制にも努めたことから、売上高1億4,468万円、前期比130.8%、経常利益は267万円となりました。

めくっていただきまして2ページの1、営業成績及び財産の状況の推移です。今ほど報告いたしましたとおり利益決算の業績状況となっております。

次のⅡ、会社の概況につきましては、前年と変更ございません。

3ページ、5、従業員の状況については、記載のとおりパート及び越後ワイン株式会社からの出向者を含め前期より2名増で11名となっております。

めくっていただきまして4ページの貸借対照表ですが、表の左側、資産の部のⅠ、流動資産1億5,939万円は製品などのたな卸資産が主なものとなっております、前期比302万円の増となっております。

Ⅱ、固定資産6,416万円については、建物を取得いたしました。レストランの一部を改築し、テイクアウトの店舗等を整備したそちらの関係で、前期比573万円の増。資産合計は2億2,356万円で、前期比で876万円の増となっております。

表の右側、負債の部のⅠ、流動負債6,438万円は前期比で576万円の増。Ⅱ、固定負債5,081万円は前期比で99万円の増となり、結果、負債合計1億1,520万円は前期比で676万円の増となっております。

その下の純資産の部のⅠ、株主資本1億836万円は、前期比より199万円の増となっております。

5ページ、損益計算書ですが、1ページで説明したとおり全ての部門において増収となり、売上高は1億4,468万円に対し売上原価が8,444万円となり、売上総利益は前期比1,710万円増の6,024万円となりました。この売上総利益から販売費及び一般管理費6,061万円を差し引いた結果、前期比582万円減の37万円の営業損失となりました。

営業外収益は、902万円でありましたので、営業外費用596万円を差し引いた結果、経常利益は前期比173万円増の267万円となりました。

この経常利益から法人税などを差し引いた当期の純利益は、前期——第26期になりますけれども、そちらより102万円増加し、199万円となり黒字経営となっております。

めくっていただき、6ページの株主資本等変動計算書は記載のとおり。2ページの株式の状況及び4ページの貸借対照表でも説明いたしましたとおり、純資産の合計は前期より199万円増えまして、1億836万円となっております。

続きまして、第28期事業計画書及び予算書をご覧ください。1ページからめくって2ペー

ジにかけて第 28 期の取組方針が記載されております。引き続き、県産ブドウによる製造方針を継続していきますが、ウクライナ情勢による資源の高騰や原料不足は続き、また県内産ブドウの原料不足もさらに深刻になってきていることから、一層、付加価値の向上や他社との差別化、ECサイトを通じた個人向け販売の強化、また環境の変化に応じた事業運営を行うこととしております。

さらに、外販・売店・製造・レストランの各部門において、それぞれの事業計画や実施予定は記載のとおりですが、コロナ禍の影響による顧客志向を踏まえた中で、店舗の改装やテイクアウト店をオープンしました。通販サイトの強化など個人向けの販売のほか、団体客の集客にも力を入れていくこととしております。

3 ページの第 28 期予算書ですが、第 27 期決算額との比較表となっています。売上高は約 30% 増の 1 億 8,800 万円を見込んでおります。売上原価は仕入れや製造原価で 1 億 1,000 万円、売上総利益は 29.5% 増の 7,800 万円を見込んでおります。人件費や光熱水費などの販売費及び一般管理費を 7,450 万円で見込むことから、営業利益を 350 万円で見込み、経常利益を 450 万円と見込んでいます。

これから各税を控除した結果、第 28 期の当期純利益は前期の決算比 181 万円増の 380 万円の見込みとなっております。

以上で、第 13 号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

8 番・永井拓三君。

○永井拓三君 コロナ前に比べて大分戻ってきたという説明がある中で、今後契約農家が高齢化していくことで面積が減る、ブドウの収穫量が減る、原材料がなかなか足りないといった中で、これをさらに健全経営するに当たって、今のところ南魚沼市の出資比率が 36.7% というところになっていると思うのですが、この出資比率を民間の持ち分をもっと高くして、市の出資比率を下げてもリスクを回避していく必要があるのかなというように感じるのですが、そのあたりはどのように考えられていますか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 確かにおっしゃるとおりのところはありまして、実際にブドウの収量自体は多分減っていく傾向にあって、現地の例えば県内産、市内産のものを確保するのが、なかなかこれから難しくはなると思います。

それですと 1 点は、今売れている価格帯というのが 1,500 円以下の価格帯なので、やはりこの品質を上げるというのが 1 点。それで利益を出すというのが一つの考え方なのですが、今おっしゃったように、出資比率を下げるという考え方ですけれども、そこについてはまだ現段階はかなり健全な経営方針ではいけていると思うので、株主総会等の考え方になるかと思いますが、私どものほうでそこについては、今後必要、必要でないかというまだ判断はできない状況かと思っております。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 分かりました。健全な経営をしているうちはまだ株を持っていることで、配当に期待しようというようなことは理解しました。

ちょっとこれは今後の見解だと思うのですが、これだけ気象が変化していて、うっかりというか、ブドウの品質が上がってしまった、おいしいブドウが採れるようになって、今は1,500円くらいが平均単価と言っていましたけれども、それをもっともっと金額を上げられるなどという見込みがあったりしますか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 施設の、例えば施設投資についても、かなり製品がよくなる形のものの技術ですとか、あとは設備等にも出資していますので、そこについては品質はよくなっています。そこについて我々も期待していくしかないというふうに考えています。

以上です。

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 今の答えだと機械投資によって品質が上がるといふような話だったというふうに聞こえたのです。でも、ブドウの品質が仮に上がらなかったとしても、機械投資をすれば、設備投資をすればもっともっと品質が上げられるのだったら、設備投資してもいいのではないかと思うのです。そのあたりは設備投資することで品質が上がるのですか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 原料となるブドウについては、気象の条件もあると思うのですが、当然肥料とかいろいろなもの問題はあると思います。あとは栽培する技術、当然作られている生産者さんの年齢が上がっていくのはありますけれども、やはり栽培されている技術自体もとても上がっていると思います。ですので、ブドウの品質が上がっているというのは認識しておりますので、あとはそれに加えて、例えば設備なり、今度は製造技術ですね、やはりそのところも上げていかないと、売れる価格帯だったり高付加価値のあるものにはならないと思うので、その辺については皆さん努力されているというふうに認識をしております。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 まず、旧大和町で農業の6次産業化ということで始められた事業でありますけれども、まず一番は地元農家に対するブドウの買上げ価格が昨年と比べてどうだったのかお聞きします。

あと同僚議員から聞いた中のほうでは明確な答弁はなかったのですが、市内産ブドウの使用割合はどうだったのか。一番大きいところは、やはり農業の6次産業化で農業所得を上げようということでありましたけれども、ブドウ農家の収入というところを見ると、昨年に比べてどうだったのか。

4点目が、農業の6次産業化で始めた事業であって、そうすると民間のほうで、私は順調に離陸をしているのだなと思っているのです。ということであれば、民間からの投資、増資

ではなくて、逆に市が持っている株の売却ということで、完全な民営化ということは毎年聞いているのですけれども、やはり時期的に今を逃すと、経営が苦しくなった場合に完全民営化は難しくなると思うのですけれども、そこら辺は第 27 期の決算を見て、担当部としてどう判断をするのかお伺いします。

○議 長 農林課長。

○農林課長 最初にブドウの取引価格の関係です。令和 4 年産につきましては、糖度取引になっておりますけれども、キログラム当たり単価で——これは昨年と同じです。250 円から 300 円となっております。それから市内産ブドウの割合につきましては、昨年比で 2 % 増えまして 72% になりました。また農家さんの平均収入といたしましては、10 アール当たり 20 万円から 23 万円、昨年は 20 万円から 25 万円の範囲でありましたけれども、20 万円から 23 万円ということです。最大で 10 アール当たり 30 万円でございました。

それから先ほどの株の関係ですけれども、こちらのアグリコアにつきましては、農林水産省の補助事業でやっております、補助金が絡んでいる都合がございます。その関係で出資比率が 3 分の 1 以上にならないと——補助金の出資比率、J A それから市の出資比率が 3 分の 1 以上、上回っていないといけないという制約があったかと思えます。そんな関係でこんな出資比率になっております。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 1、2、3 の質問については数字でありますから確認をしました。

4 番目についてですけれども、担当部のほうとすれば、このままの比率を維持していくと。市が持っている株については、売却は全く考えなかったというふうに捉えていいかと思うのです。実は農家の方の高齢化、そして後継者不足ということで、地元産ブドウの生産の面積がどんどん減っていくと——これは同僚議員から出ましたけれども。そういった中で地元産のブドウの割合が今回は 2 % 増えたということですが、そうではなくて、地元産がほぼなくて、もう 50% 以上がよそからのブドウだということになってきた場合、当初の目的である農業 6 次産業化ということから外れていくわけです。

私は、今民間としてやっていける状態であるわけだから、この売却については相当の障壁といえますかあると思いますけれども、考えるべきではなかったかと思うのです。もう一度、担当部のほうとしては全く考えなかったのか。そこだけお聞きします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 株の売却ですけれども、先ほど農林課長も言いましたが、実際に 6 次産業化で補助金を得ている段階で、3 分の 2 以上（当日訂正発言あり）は、例えば J A と市で持たなければいけないというふうな形が決まっている中であって、数年前にもこの増資の話どうこうという話は一度出たかと思えます。ただ、その中で検討としては、やはりそこについてもここで見送っていますので、今の現段階では、担当部としては現状のままでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 ちょっとお聞きしたいのですが、地元産ブドウが2%増えたということで、大変いいことだと思っているのです。一つは何せ今年はちょっと異常気象でかなり暑い夏になったわけですが、ブドウの生育について、この辺のこういったのがブドウにとってどうなのか。今後の見通しみたいなものがあつたらお聞かせいただきたいと思えます。

それから、2%増えたということですが、過去には例えば県の事業なども使って新たにブドウ畑を造ったりと、いろいろな取組があつたようです。今回の決算のほうにも生産地域と原料にこだわって製造するという方針をずっと継続しているということですが、やはり地元産のブドウの作付面積だとか、経営者——今ももう高齢化でだんだんと少なくなっていくというような話も出ていますけれども、そこを何らかの取組で堅持していくとか、増やしていけないと、これからこのワイナリーも5年、10年でやめるわけではないわけですから、そういった取組が今から必要だと思うのです。その辺についてちょっと何か取組や計画等があつたら教えていただきたいと思えます。

以上、2点です。

○議 長 農林課長。

○農林課長 最初にご質問いただきました、ブドウの生育の状況についてお答えさせていただきます。今年は大変異常高温ということで、ブドウのほうも高温障害の心配が懸念される場所ですけれども、病害虫のほうは少ないものですから、品質については、かなりよくなるだろうという見通しであります。週末にはブドウまつりが開催される予定であります。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 もう一点の話になります。市内産のブドウを増やす取組、それから量を増やすという取組ということですが、実際にどう増やすかという中で、なかなか今、やっと2%増えたという形で昨年度については何とか推移しましたが、やはりこの先、ブドウのワインの販売価格を上げることによって、やはり収益を増やせる、お渡しできる金額を増やせるかどうかという取組が1点。

もう一つは、やはりJAさんと私どものほうで栽培してくれる農家さんが増えるような形で、やはりそこについてはアグリコアさんと一緒にそういう呼びかけは必要だろうというふうに考えております。その辺で何とか収量を増やせるような形にもっていけないかということは検討していきたいと思えます。

あと申し訳ございません。先ほどJAさんと私どもで出資の比率が3分の2という話をしましたが、2分の1でしたので、申し訳ございません。訂正いたします。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 価格を上げる、またそういう意味では2分の1の大口の株主になるわけですので、経営の中でどういった方法ができるのか。きちんとその中でその方向を実現するようにまた努力もお願いしたいと思うのです。やはり作付者を増やしていくというのは、お願いをするのもいいのですが、何か政策としてインセンティブがないとなかなかそこは進んでいかないというのが——今、正直言って皆さんが心配している現状だと思うのです。その辺というのは、今あまりなければあれですが、もし今後こういうことがというのがあれば、ちょっと具体的にお願ひできればと思います。

○議長 産業振興部長。

○産業振興部長 今、具体的な話をアグリコアさん等と実際にはしておりません。ですので、やはり今危機的に収量が減るといふ問題自体がありますので、今後そこについては、どんなことができるかというのをちょっと相談してまいりたいと思います。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議長 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 以上で、第13号報告 株式会社アグリコアの経営状況を説明する書類の提出についてを終わります。

○議長 長 日程第10、第14号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長 それでは、第14号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出について、説明を申し上げます。

この報告につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき書類を提出するものでございます。

それでは、令和4年度一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社事業報告書をご覧ください。

1ページ、第1、実施事業概要でございます。定款に掲げる目的に沿った中で、経営基盤の強化と安定した運営を目標に事業に取り組むとともに、指定管理者として適正な施設管理や運営を行いながら魅力ある観光地づくりに努めました。

中段、第2、各事業報告です。Iの公益目的支出事業は、平成25年4月の一般財団法人移行に伴い、旧法人から引き継いだ公益目的財産を県知事が認可した、公益目的支出計画に基づき、計画的に執行するもので、新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、五十沢小学校児童による花植え事業をはじめ、ダム周辺の美化活動、各競技会の開催支援など、可能な範囲で地域の活性化を図るためのイベント等を実施しました。実施した事業は(1)の表に記載のとおりです。

その下、めくって2ページにかけてになりますが、(2) 事業活動内容等は、そのうちの幾つかの事業についての詳細説明となります。①新緑ウォーク・紅葉ウォークのうちの紅葉ウォーク、それから②五十沢小学校花の丘花植え事業、③三国川ダム景観事業は、新型コロナウイルス感染症の感染予防に配慮しながらも何とか実施することができましたが、春の新緑ウォークや、森と湖に親しむ旬間——7月21日から7月31日までになっていますけれども、こちらに合わせて開催していましたしゃくなげ湖まつり等は、令和4年度も中止せざるを得ませんでした。

3ページからが、Ⅱの収益事業です。1の食堂・売店事業は、しゃくなげ観光センターの食堂・売店の利用に関する内容で、新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した中で4月29日から営業を開始しました。観光センターの利用者は2,497人で対前年比117.4%、370人の増となりましたが、コロナ禍影響前、令和元年度は3,531人であったことから、約7割までしか回復しておらず、また、物価高騰の影響から材料購入に要する仕入高も上がるなど、まだまだ厳しい状況にあります。

3ページ下段からが、2、指定管理事業で、しゃくなげ観光センター、わらびの運動公園、十字峡登山センターの各施設の管理運営を行っております。

めくっていただき4ページ。各施設とも適切な管理に努めていますが、わらびの運動公園については、オートキャンプ場の炊事棟やトイレなどをはじめとする各施設において、飲料水滅菌機の入替えや地中配管、漏水などの修繕が発生しており、年々、修繕費が増加している傾向にあります。十字峡登山センターは、十分な水源が確保できないことから食堂・売店は営業しなかったものの、登山客のため2階を避難所、仮眠所として解放し、また、外のトイレを開放いたしました。整備から32年を経過し、いずれの施設も、施設・設備の老朽化に伴う計画的な修繕が課題となっております。

5ページ、3、キャンプ場収益事業の(1)しゃくなげ湖オートキャンプ場は、飲料水の確保ができないため営業しませんでした。(2)わらびのオートキャンプ場・バンガロー・多目的グラウンドも、4月29日から営業を行いました。新型コロナウイルス感染症の影響や夏の天候不順によりキャンプ場ではキャンセルが多く発生したものの、夏合宿によるグラウンド利用や、ドッグラン、ロードレースなどの開催により、利用者は対前年比244.8%増の6,551人となりました。

めくっていただき6ページ。4、受託事業は、観光センター敷地内に設置されている地震観測装置の敷地管理を公益財団法人地震予知総合研究振興会より受託しているもので、年2回の施設点検と周辺の草刈りを実施しているものです。

7ページにかけて、第3の法人運営については記載のとおり、理事会、評議員会を複数回開催しています。

次に、9ページの正味財産増減計算書をご覧ください。Ⅰの1の経常増減の部の(1)経常収益計は、当年度1,306万円、前年度比108.3%で100万円ほどの増額となっております。新型コロナウイルス感染症の影響はあるものの移動制限などがなくなったことで、食堂収益

が約 70 万円、キャンプ場収益が約 45 万円増加したことから、事業収益も増加したものです。

その下（２）経常費用ですが、一般財団法人へ移行した平成 25 年度から、公益目的支出事業である観光啓発事業や収益事業である食堂・売店、指定管理、キャンプ場などの事業費と、法人運営のための管理費に分けて、役員報酬や臨時雇用者賃金など、それぞれの事業従事割合により案分して経理をしております。

めくっていただき 10 ページの表の中ほど、経常費用計——線で囲まれた 2 段目になりますけれども、こちらにつきましては 1,670 万円となっております、前年度比 107.5%で 116 万円ほどの増額となりました。ロシアのウクライナ侵攻により発生した燃料・電気・生活資材などの物価高騰の影響により、事業費のうち、各種材料の仕入れに要する仕入高、それから先ほどの事業の報告でも触れました施設・設備の修繕費、また、光熱水費、それからいろいろな単価が上がったことにより、委託費こちらなどが増加したことが昨年と比べ増加した原因となっております。

そのため、当期一般正味財産期末残高は、370 万円の減少、いわゆる赤字となり昨年度より 16 万円増加となりました。結果、下から 2 行目の当期末の正味財産期末残高も大きく減少し、3,000 万円となりました。今後も経費の削減を進めるとともに収入の確保に向けた取組を進めなければならないと考えております。

次の 11 ページが財産目録、めくって 12 ページが監査報告書の写しとなっております。

続いて、令和 5 年度の事業計画及び収支予算書の 1 ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症は 5 月から 5 類に移行したものの、まだまだ影響は続いており予断を許さない状況にありますが、定款に掲げる目的の達成に向け、役員それから職員一丸となり公社の経営改善・改革に積極的に取り組み、経営基盤の強化を図り、経費節減に取り組むことで安定した事業運営を図ることなどを基本方針としております。

めくっていただき、2 ページから 3 ページ中ほどまでは公益目的支出事業でございます。

（１）観光啓発事業としましては、活力ある地域づくり、地域観光の振興と発展のため、感染防止対策に努めながら花植えなどの三国川ダム景観事業や、南魚沼サイクルロードレースをはじめとする誘客や地域活性化イベント支援などを継続して行うこととしております。

3 ページの中段からの収益事業、（１）食堂・売店事業につきましては、引き続き感染防止対策に努めながら、利用者の利便性を考慮した営業を進めることとしております。

めくっていただき 4 ページ、（２）指定管理事業では、市民の健康と保養の増進、地域観光の発展に資するため、それぞれの施設管理運営を適正に行い、利用者が安心、安全に利用できるよう努めることとしております。

5 ページの（３）キャンプ場運営事業では、しゃくなげ湖オートキャンプ場の水源確保ができず、引き続き休止しているものの、市民の健康維持・増進及び余暇活動に寄与することを念頭にキャンプ場及びグラウンドの運営を行うこととしております。

その下、（４）受託事業は、事業報告同様、観光センター敷地内にある地震観測装置周辺の草刈りなどの管理業務となっております。

めくっていただきまして7ページ及び8ページが、令和5年度収支予算です。収入支出それぞれ1,612万円の予算で前年度比34万円の増となっております。

以上で、第14号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 資料11ページの財産目録です。中段の売店商品のこしひかり紙原紙18万円、こしひかり紙製品179万円ですけれども、実際令和4年度において売れたということではなくて、そっくりそのまま残っています。紙でありますので、随分これは期間がたっているかと思っているので、このこしひかりの紙、2つの製品についてですけれども、令和4年度のほうでこの法人としてこういうふうにしたのだというような話があったか。あるいは担当部としてはこうするべきではないかという指導といいますか意見をされたのか、そこをお伺いします。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 実際に小物については売っていますけれども、私どものほうからこれの処分ですとか、どういうふうにするかという話はしておりません。

あとは、しゃくなげ湖畔開発公社のほうもこちらについては、処分するのかどうかというのは、当然、その品物の劣化の状況を見ながらという判断になると思います。現段階では、できる限りの販売を行って、我々はそれに対してどういう処分をしろとか、そういう話はしておりません。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 この法人自体が自分のところのサービスをふるさと納税の返礼品としては、まだ掲げていないと思っていたのですけれども、そこら辺も含めて、こういうものもというような案も、これも一切出なかったということでしょうか。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 はい、聞いておりません。すみません。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 以上で、第14号報告 一般財団法人しゃくなげ湖畔開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを終わります。

○議 長 日程第11、第15号報告 専決処分した事件の承認について（令和5年度南魚沼市一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。本件について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長 それでは、第 15 号報告、令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 4 号）につきまして、8 月 10 日付で、専決処分といたしましたのでご説明をいたします。

本補正予算につきましては、国から新型コロナウイルスワクチンの令和 5 年秋開始接種に係る体制整備、対象者や接種間隔等の方針が示されたということから、早期の開始に向けて、早急に準備を進める必要があるということ判断し、関係予算を専決処分としたものであります。

接種方法は、これまで同様、医療機関による個別接種と集団接種を併用し実施する予定ですが、集団接種の会場につきましては、今後は集団接種を縮小して個別接種へ移行していくということから、これまでの五日町雪国スポーツ館に代えて、市役所本庁舎の市民ホールで行うこととしています。歳出では、個別接種の委託経費及び集団接種に係る医師、看護師等の人件費のほか、会場整備や接種券の発送に係る経費などを計上したところであります。

また、これまでのワクチン接種につきましては、市内医療機関の皆様から大変なご協力をいただき実施をまいりました。今回の接種に当たりましても、医師会の皆様からのご協力がなければ成し遂げることは困難であると判断をさせていただいて、引き続き最大限のご協力をいただき、市民が安心して接種を受けられる体制整備に努めたいと考え、今回も接種協力金を計上したところであります。

歳入では、接種体制確保に必要な費用については、引き続き全額を国が負担するとされていることから、現時点で見込まれるワクチン接種に直接関わる経費を対象とした負担金、及び体制整備に関わる補助金を計上いたしました。なお、接種協力金に要する費用については国費の補助対象外となりますが、財政調整基金を繰り入れて対応することとしました。

以上によりまして、歳入歳出予算にそれぞれ 1 億 4,264 万 1,000 円を追加し、総額を 348 億 4,788 万 3,000 円としたものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させますので、よろしくご審議をいただきまして、ご承認を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議長 総務部長。

○総務部長 第 15 号報告につきまして、詳細をご説明申し上げます。

3 ページをお願いいたします。補正予算第 4 号につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に関しまして、9 月 20 日からの予定で接種が開始されることから、早急に体制を整備する必要が生じたため、専決処分をさせていただいたものでございます。地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会の承認をお願いするものでございます。

補正内容につきまして、事項別明細書でご説明申し上げます。10、11 ページをお願いいたします。2、歳入です。最初の表、14 款 1 項 2 目衛生費国庫負担金。説明欄、接種対策費負担金は、直接的な接種に対するものであります。次の健康被害給付費負担金は、過去のワクチン接種において健康被害が認められた方に対する給付費であります。

2番目の表、14款2項3目衛生費国庫補助金。説明欄、接種体制確保事業費国庫補助金は、ワクチン接種会場の整備や運営に対するものであります。

3番目の表、18款2項1目財政調整基金繰入金は、先ほど市長のご説明にありましたように、実施医療機関に今回の接種についても、接種協力金を支給することとしたもので、この経費は国費の対象外であることから、財政調整基金を繰り入れて対応するものでございます。

最後の表、20款5項2目雑入。説明欄、住所地外接種費用負担金は、市外在住の方で、当市において接種した方の分でございます。

以上が歳入の補正内容でございます。

続きまして12、13ページ、3、歳出であります。4款衛生費、1項4目予防費。説明欄2、予防対策事業費は、令和5年度秋開始接種分として、個別接種の委託経費及び集団接種に係る医師、看護師等の人件費のほか、会場整備や接種券の発送に係る経費など必要な経費を計上しました。

集団接種の会場につきましては、市長がご説明しました、今回は市役所本庁舎1階市民ホールにて、土日で行います。これまで、集団接種の会場として五日町の雪国スポーツ館を使用してきましたが、旧五日町小学校の解体が始まり、地域の避難施設とするためもございまして、今回の接種では会場を変更するものでございます。

主な項目としましては、1行目、1、任用職員報酬は、医師、看護師等の人件費。2行目、3、常勤職員手当等は、集団接種会場及びワクチン対策室等の職員の時間外勤務手当など。5行目、7、小児接種協力金は、5歳から11歳を対象にした分。その下、7、接種協力金は、12歳以上を対象にした分。その下、7、乳幼児接種協力金は、生後6か月以上4歳以下を対象にした分。いずれも、接種1回当たり1,000円を支給するものでございます。

その4行下、10、印刷製本費は、専用封筒作成等に係る分。その5行下、11、電話料は、コールセンターに係る分。その3行下、12、各種業務委託料は、タクシー配車手配や産業廃棄物処理委託等に係るもの。

その下、12、電算システム改修等業務委託料は、予約システムに係るシステム改修費。その2行下、12、予防接種委託料は、個別接種を行う医療機関に対する委託料。その2行下、12、ワクチン接種常設会場誘導業務委託料は、集団接種会場における誘導業務に係る経費。その下、13、タクシー等借上料は、個別接種会場への往復の交通手段に乏しい確保が困難な方々のために、タクシーの借上げを行う経費で、6,000円掛ける1,200回分の計上をしております。

下から2行目、18、個別接種促進支援交付金は、ワクチンの個別接種について、一定の要件を満たした診療所に支援金を交付するもの。最後の行、19、医療扶助費は、過去のワクチン接種において、健康被害が認められた方に対するもので、2件分。同額歳入が計上されております。

以上で、第15号報告の説明を終わります。

○議 長 質疑を行います。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけお願いいたします。13 ページのワクチン接種の会場誘導業務委託料の関係です。今回本庁舎で土日で行うということで、多分、春接種よりも回数的にも減るのでしょうし、スペース的には土日ですから大丈夫ですけれども、委託料が 432 万円ということなのです。春接種のときは多分 400 万円くらいだったですね。回数が減ったりする中で、ちょっと金額的に釣合いがどうなのかというような思いもありますけれども、会場の誘導委託料について、もうちょっと詳しく聞かせていただきたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまの誘導の委託料の件ですけれども、五日町でやっていたときには、かなり大勢になるということと、会場が広がったということで、大勢予定をしておりました。このたびは庁舎 1 階ということで、ある程度コンパクトな中で行うことになっておりますので、その中でできる範囲のことをやりたいということです。

ここに今、委託料で計上してありますけれども、なるべく直営でできるような方向で今考えておまして、できれば私どものところで会計年度任用職員を配置できるような方法も、今検討している最中であります。

以上です。

○議 長 13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 忙しいときですし、職員の動員というのもなかなか大変なので、私は誘導委託料が駄目だということを言っているのではないですし、できることであれば、そのほうが私としてはいいのかなという思いもあるのです。

ただ、私の勘違いもあるかもしれませんが、春接種のときは五日町で 400 万円だったと思うのです。それが土日行うことになって、そしてスペースも狭くなっているところで 430 万円を予定しているというのはどういうことなのか。これは職員がやるとか、それは別問題としてちょっとお聞きしたいです。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 申し訳ありません。春接種のときですと、週 1 回の接種でした。今回は週 2 回になっております。回数が若干増えておりますので、その分を見込んで、ということです。すみません、漏れがありました。

○議 長 3 番・大平剛君。

○大平 剛君 2点お聞かせ願いたいと思います。まず 1 点目、ワクチン接種常設会場誘導委託、先ほど佐藤議員が言ったのと同じところです。市長が今日、所信のほうでも言っていましたけれども、これから個別接種優先で切り替えていく中で、正直申し上げれば個別接種だけでは駄目なのかなというのが、私のちょっと意見でありまして、例えば今回全部個別接種でやれないのか。それとも今までの流れの中で、段階的に切り替えていくという、そういう方針で今回こういう形になったのか。ちょっとそこら辺のことを詳しくご説明願えればと思います。

それともう一つ。個別接種促進支援交付金ですが、私の聞き手の粗相かもしれませんが、私も、若干、接種協力金と似通ったところもあるかと思うのです。この辺のところはダブって例えば払われるとかということがあったら、逆にこちらのほうをメインに切り替えていって、接種協力金のほうはまた今後も少しずつ減らしていって、我が市の独自の財源での支出を減らすという考えはあるのかどうか、その2点、お願いしたいと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 1点目の個別接種だけではなかなか回数がこなせないのかということですが、私どもは医師会を通じて各医療機関とかにアンケートをさせていただいて、できる回数を申告していただいております。その中でマックスの回数を提示していただいた中で、不足分を集団接種で賄うというような方向で進めております。今後、順次個別接種のほうの主になってくるということでもありますので、今、準備段階ということで、徐々に個別接種のほうに移行しているということでは捉えていただければと思います。

それと、個別接種促進支援交付金ですが、こちらの13ページの下から2番目につきましては、診療所が接種する接種の回数につきまして、一定以上の回数をクリアする——前回もあったのですけれども、1週間で200回か……それで2か月の間にそれをクリアしたときに支援するという趣旨の交付金になっております。

以上です。

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1点目は了承しました。

2点目ですが、そうすると、中には接種協力金とこちらの促進協力金を両方受け取れる医院さんとか、クリニックさんもあると思うのです。そういったときに払ったものを返してくれなどと言えないわけですが、それこそ今後の考え方としてはどうやっていくのか。その1点だけもう一回お願いします。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 今後につきましては、まだ国の方針が定かにはなっておりませんが、今の臨時接種から通常の予防接種という考え方になっていきますので、そういう状況を考えてながら予算の内容も検討していきたいというふうに思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2点お伺いします。今、同僚議員からありましたけれども、個別接種の促進交付金であります。今言ったように一定の、1週間に何百でしたか、そういう部分があるということでしたが、そうなりますと、実際にそういう部分は、我が市において状況的にどのくらいのパーセントであるのか。それがかなりあるならば、一定的なこの個別的な部分も、各考え方をいろいろな総合的な部分で考えていかなければいけない、参考の一つにもなるかと思っております。この一定の状況を満たしたというのは、我々施設の中で大体何パーセントくらいを占めていられるのか、お伺いさせていただきたいと思っております。

それともう一点。前回もお聞かせいただきましたけれども、タクシーの借上げの部分で、すごく私はいいいことだと思っているのです。せっかく今、私たちの業界の中で、前にも言いましたけれども、高齢者の足の確保という部分で、かなりここにお金を投資した中で、ある程度の部分が見えてきているのではないかと思うのです。そうした中で乗り合いというようなものはどのくらいの率で行われているのか。そういう部分を、やはり都市計画課と連携した中で、せっかくお金を投資しているわけですので、皆さんが頑張ってもらえるので、どのように生かされているのか、連携をどのようにされているのか。お聞かせいただきたいと思えます。

○議 長 保健課長。

○保健課長 交付金のほうを先にお答えいたします。先ほど申し上げた、1週間に200回でなくて、1週間に100回です。100回以上、通常の診療時間外に体制をとって行うというところで、これは国の制度になっております。今、対応している診療所が2つ。2診療所のみですので、割合からいうと、細かな計算はしておりませんが、かなり少ない割合というふうにお考えいただければ結構だと思います。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 タクシーの件でありますけれども、どのくらいの利用ということですが、昨秋、去年の秋の実績ですと、およそ1,350件程度の利用がありました。お話のように、交通担当のほうと連携が取れているかということになりますと、この事業はこの事業だけで今進めておりますので、この事業に関して連携を取っているということはありません。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 そうしますと、この事業はこの事業でよろしいかと思えますけれども、終わった後にはそういう連携は取ろうとしているのかどうかということを確認させてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この事業が終わってからということですが、今、庁内でもいろいろな交通手段の確保の問題について、いろいろな部署で集まって検討を進めているところです。その中で、どういうふうな方向性が出せるか、どういうふうな交通手段が一番いいのかということ、今、検討しているところです。

以上です。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 13ページ、一番下の医療扶助費16万1,000円です。ワクチン接種後、後遺症ではないですけれども、その治療費だということで2件分ということでありました。実際もう特定されてこの方だよと。今後こういう方が出てくるということも心配されるのですけれども、そういったものというのは、例えば市民病院であったり、基幹病院であったりという、そういう医療機関で検査を受けていただいて、ということになるのか。そこら辺の内情

もお聞かせ願いたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 この給付金の負担についてです。これについては、接種なさって、コロナの接種によって不調を来したという方に対して予防接種法の第 15 条から第 17 条の規定に基づいて負担金と申しますか、給付をするものになります。これについては本人から申請をしていただいて、それが——南魚沼市で申しますと、南魚沼地域の予防接種健康被害調査委員会というところがありますので、そこにお諮りします。そこから私どものところにフィードバックがあった中で、県に進達し、それが国に行くと。国で判定をして給付が決まるという流れになっていますので、先ほどおっしゃいました市民病院ですとか基幹病院で診察をしていただいた、そういう状況がその一つ一つの証拠と申しますか、資料になって国のほうに上がっていくということになります。

以上です。

〔「今後のやつは申請が出ているのか。特定されているのか」と叫ぶ者あり〕

○福祉保健部長 今後の案件についてですね……（何事か叫ぶ者あり）2 件分……（何事か叫ぶ者あり）特定されています。これは国のほうから通常の副反応を超えているという判断が下った中で、金額相当も決定した中で、私どもも今回補正に上げさせていただいております。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 接種後、肩の痛みとかということは、大変多くの方から聞かされたのですが、こういうものもありますということは、あまり市の広報とかで見たこともないものですが、これはあれですか、そういう方が医者にかかって、こういうのがあったがどうすればいいだろうということから、これは発生したのかどうかというところをちょっとお聞かせ願いたい。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 これにつきましては、接種のご案内とかに書いてあります。あまり大きく書いていないので、目立たないのかもしれませんが、そういうことで周知はさせていただいております。

あと特別、声高にはお知らせしておりませんが、新聞報道等でもそういう報道があった中で、こちらに問合せがあるという案件もあります。そういう中でこちらから説明をさせていただいて、必要であれば申請書の配布というような形になっております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 4 点ほどお伺いします。まず、これは専決処分なのですが、5 類に移行して接種率も市内だんだん下がっております。60 代以上でも 5 人に 1 人が接種していないような接種もありますが、それでもこの数日間、臨時議会を開くことで遅れることで健康被害が

出るという市の――なぜ臨時議会が開けなかったのかというのを改めてお聞かせください。

2点目ですけれども、13ページのワクチン接種コールセンター業務委託料。これはまたJTBになるということですのでけれども、改めてなぜ今回またJTBにされるのかということをお聞かせください。

3点目です。情報公開請求でJTBさんの実績報告書とかをいただきました。そこで管理監督者業務という人件費、管理監督者業務。この方は1日4万円から47,000円の日当が支払われているのですが、この方に半年間で約700万円以上の人件費が払われております。半年で700万円ですね。この方の業務内容を、どういったことをされているのかお知らせください。

4点目ですが、電話の実績報告書をいただきまして、常に5人配置しているのです。コールセンターの担当者は常に5人か4人。毎日ほとんど5人配置されています。ただし、土日とかになると1日5件しか電話がなかったり、10数件しか電話がなかったり、7件しか応答がなかったりする日もございます。そういった日にも必ず5人配置されております。コールセンター担当者5人と、日当47,000円払われている管理監督者が常に配置されているのですけれども、ちょっと過剰に配備されているのではないかという感じもしなくもないのですが、その辺、市の今後こういった形でやっていくのかどうか。

以上、4点をお願いいたします。

○議 長 総務部長。

○総務部長 1点目の、臨時議会ではなく何で専決なのかというところですのでけれども、詳細な説明を冒頭で申し上げましたとおり、9月20日からの予定と決まっています、それで国からこうやって秋接種の方針が示された。その間の準備やいろいろなことで担当課のほうからは上がってきたのですが、臨時議会を開くいとまはないというような判断で、専決ということになったかと思えます。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2点目のコールセンターの委託です、JTBさん。一応予定としましては、秋接種もJTBさんをお願いをするということですのでけれども、これについては春接種からずっと引き継いで同じような業務、それと今もまだ春接種をやっておりますし、そういうノウハウがやはり必要な業務です。それをすぐに別の業者ということになりますと、業務に滞りが生じることが懸念されますので、こちらについてはJTBさんを引き続きということをお願いしたいと思っております。

1問飛ばしまして、4点目の電話の実績によると、応答が少ない日でも人数を5人ないし4人配分しているということですのでけれども、これにつきましては、やはり今までにいろいろ苦情をいただいたこともありました。皆様の不便をかけないように手厚い対応ができるように、平日も土曜日等も変わらずに対応しております。また、今後につきましては、まだ国の方針が示されておられませんので、できる範囲で直営に移すような、今検討をしているとこ

ろです。それにつきましても、秋接種の状況を見ながら対応を考えております。

3番目のその管理監督者の業務につきましては、担当課長から答弁をさせますのでお願いします。

○議 長 保健課長。

○保健課長 管理監督者の業務です。オペレーターが5人いまして、大体8人のオペレーターが交替で勤務をしていますので、そういった状況を責任を持った立場で管理をしているということでもあります。例えばスタッフは予約システムをいろいろな状況に応じて入力をしていきます。その入力間違いがないか、ダブルチェックをかけるとか。あとは当然そこにはいますので、いろいろな苦言をいただくこともあります。不適切な言い回しがいいとか、そういったことも全て責任を持っていただく。

また、コールセンターも国がめまぐるしく制度を変えてくる中で、予約のやり方、枠の設置、あとは被接種者への案内が頻繁に出ます。それを対策室と打合せをして、そのスタッフが間違いなくシステムをきちんと動かして、市民のための予約可能な体制を取るとか、そういったところを全てやっておりますし、報告書も作っていただきます。マニュアル等も作成はしていただきます。いろいろなスタッフの業務のフォローも責任者としてはしなければいけないということで、現場の責任者として仕事をしているというふうに理解しております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 答弁漏れがあったのですけれども。1番目に答弁漏れ。臨時議会を開くことで数日遅れるとどんな影響があるのかという答えがなかったような気がするのですけれども。

○議 長 財政課長。

○財政課長 今回の秋接種につきましては、国からの説明の日付が8月10日でありました。そこでその後すぐ休みが入るというようなことから、早急に準備をする必要があったので、担当課のほうからすぐに積算をさせていただきます、即日専決をさせていただいたというようなことでございます。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 今ほどの、遅ればどういふ影響——それは市民の皆さん接種できないわけですから、大きな影響があると思います。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 先ほどの財政課長の、その8月10日ですぐに休みが入るからというのは、休みが入ることによって私たち議員の招集が難しいと、そういう意味でおっしゃったのかだけ、そこを確認させてください。

2点目ですけれども、JTBさん……直営を検討されているということですが、例

えば学校の除菌とかは最初の頃は直営で、市が直接新しく雇用を生んだというふうに、市長はもうすごく誇り高く言っていたと思うのです。そういう意味で市が直接雇用するということは全然悪いことではないと思うのですが、なぜもっと早く検討に入らなかったのかだけ教えてください。

3点目ですけれども、電話の配置の件ですが、苦情がたくさんあったので手厚くしていたということは、では今後も、土日・祝日もJTBさんが5人ということだったら5人ということやっていくということなのか、改めて確認させてください。

最後ですけれども、実際電話の履歴。電話が何件——1日140件の日もあれば7件の日もあります。NTTさんが出している電話の履歴みたいなのは確認されているのかとか、実際5人来ているのかどうかというのは、同じ建物なので実際5人来ているかというのはしっかり市としては確認されているのか。そこだけ教えてください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 JTBさんの件ですけれども、JTBさんにはこの接種が始まった頃からずっとお願いしております。当初ですが、このコロナというものが本当にどういうものか分からないうちに始まっておりまして、職員も総動員で対応しておりました。その時点でやはりこういう対応につきましては、プロが適切だろうということで、いろいろなところを当たりまして、JTBさんをお願いしたという経緯があります。

その中で今までもやはり件数も多かったり、先ほど課長からも話がありましたとおり、特殊な受け答えですとかそういう関係がありましたので、引き続きJTBさんをお願いしていたと。その間、職員もだんだんやはり疲弊してまいりましたので、その時点ではやはり外注できるものは外注にしようということであるべく努めておりましたし、当初、直営で会計年度任用職員等の募集をかけようということもあったかも知れないのですけれども、なかなか募集をしても、ここばかりではなくて、いろいろな部署においても応募がないということがありました。その中で、安定した責任を持った対応をしていただけたということですのでずっとお願いしているところであります。

あと、対応について今後どうするかということですが、先ほどもお答えした中にもありましたが、今の状況をちょっと観察しながら、見ながら、できることはやっていきたいと思っていますし、人数を減らせるところについては減らしていきたいというようには考えております。

以上です。

○議 長 保健課長。

○保健課長 電話の件数とあと人数の件ですけれども、私どもが契約している会社は、着信履歴は公表していないですし、発信履歴は2か月程度ということだそうです。私どもはそこで——着信のほうメインですが、それを請求はしても駄目なんでしょうけれども、そういったところのチェックまではしておりません。

あと人数は、議員がおっしゃったとおり同じ建物にいますので、毎朝鍵を責任者が取りに

来て、職員も何度もセンターの中に直接入って打合せをしていますので、極端な話3人しかいないとか、そんなことは当然、一目瞭然あり得ないですので、そこはきちんと確認をしております。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1点目の件ですが、議員の言うことが全てではありませんが、そこも少しは考えております。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 お盆だから私たちを招集することをためらうようではちょっと困るので——すみません、意見を言っただけではいけないのか。ではちょっと意見は言わない。そこは置いておきます。すみません。

では、ちょっとシステムが分かっていないのですけれども、JTBさんに2,600万円とか、見積りが来るではないですか。2,600万円とあって、2,600万円をJTBさんに渡します。実際JTBさんからこの管理監督者には幾ら払われているとか、そういうのは市としてはチェックする方法はないということによろしいですか。そのシステムが分かっていないので、そこだけ教えてください。

それと、例えば土日・祝日とかに——市の職員がいないから土日・祝日だとチェックできないのか。土日・祝日とかに例えば数件とかしか電話が来ない日とかというのは、市の職員が多分入って——5人いるわけではないですか。管理監督者を入れて6人いるのかな。6人いるのがどんな感じなのか。ずっと座っているのか、どんな状況なのか、もし分かったら教えてください。

○議 長 保健課長。

○保健課長 最初の管理監督者に払っているお金ということですが、これは委託契約の中ですので、その確認はちょっとできないと思います。

もう一点、コールセンターを設置していて、件数が少ないときがあるということですが、コールセンターを委託するには、先ほど申し上げた8人の人間を最低限確保していただきます。そうすると1週間刻みで来週何人でいいです、何人でいいですなどという契約は当然できないわけで、何か月かのスパンの中で最大限5人お願いしますと。

その中でたまたま少なくなる時期もあるでしょうし、増える時期もあって、そこがあふれて、市役所に直接お電話をいただいたり、ご苦言をいただいたりすることもありますので、その中で契約しているのが5人がベースです。ただ、これまでもそうですが、契約をしているのだけれども、早めに状況が見えてくれば、3人に減らしてくれないかというような交渉もしたり、実際、今減らしてきていますので、そういったことで調整をしながら、やれる範囲で費用も削減しながらやっていこうということをやっています。

職員も、集団接種があれば本当に休みなしでの体制にもなりますので、職員だけでこの時

期は全部回そうかと、コールセンターにまた3人、4人貼り付けるということはちょっと不可能ですので、そこはセンター側の人間を何とか調整できる範囲でさせていただくという方向が一番いいかというふうに考えております。以上です……

○議 長 見た状況……。

○保健課長 どんな状況か。すみません、もう一点。あまり手が空いているようでしたら、細かな作業も実際お願いしています。書類を整理してもらおうとか、そういったこともやっています……

○議 長 いやいや、見た状況。椅子に座っているか、見た状況はどんなか。

○保健課長 はい、椅子に座っております。できる作業をお願いしています、ということです。

以上です。

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第15号報告の専決処分に非承認の立場で討論に立たせていただきます。

まず、財政課長の臨時議会を開けなかった理由が、8月10日で休みに入るだろうからという、ちょっと私たち議員をやはりもうちょっと信頼してほしいというか、私たちは呼ばれたら常に市民のために出てくるつもりでいきますよね……（何事か叫ぶ者あり）もう全然、ちょっと……

○議 長 自分が聞いていたではないですか。

○黒岩揺光君 ぜひ、躊躇なく招集をかけてください。市民のために私たちはいますので。

JTBさんにこういった半年で770万円とか、日当4万円——土日・休日だと日当47,500円のそういったすごく高い人件費を払う内容の見積書で、それをコールセンターでやって専決処分でやられているということで、ぜひ、直営でもこれだけ払えば人が見つかるのではないかという検討をした上でやってもよかったのではないかと。土日・祝日、4件とか5件しか電話が来ない日だったら、土日・祝日はもう少し人員を削減して、経費削減にもっていったのではないかと。いろいろな方法があったのではないかと思ひまして、もう少し——特にこういった内容だったら臨時議会にかけていただいて、私たちに事前に協議させていただきたかったと思います。

そういった思いで今回、非承認の立場で討論に参加させていただきました。いつでも臨時議会を開いても行けるぞという議員の皆様の声をぜひ聞きたいと思い、その討論を終わらせていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

15 番・中沢一博君。

○中沢一博君 この補正予算に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

この補正予算の趣旨は、予防対策事業費でございます。ワクチン接種を市民にどう円滑に進めるか、そして命を救えるか、大事な部分であります。個人のいろいろな部分でいろいろ言いました。執行部は新しく改革した中で進めると言っているわけでありまして。そういうことの中で、どういう趣旨の予算であるかということ、議会議員であるならば明確に考えた中で賛成討論、反対討論に参加すべきであります。

以上であります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 15 号報告 専決処分した事件の承認について（令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 4 号））、本件は提出のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 15 号報告は提出のとおり承認することに決定いたしました。

○議 長 日程第 12、第 72 号議案 令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号）を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

市長。

○市 長 それでは、第 72 号議案 令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号）につきまして、提案理由を申し上げます。

主な内容としましては、歳出では、総務費において、ふるさと納税寄附金が前年度比 116 パーセントと好調に推移していることから、ふるさと納税推進事業費に必要経費 15 億 7,364 万円を追加し、歳入には同額を計上したところであります。なお、ふるさと納税寄附金の果実分のふるさと応援活用基金積立金については、年度末の確定見込額が見えてくる 3 月補正で計上の予定であります。このほか、大巻開発センターの改築に向けた基本設計業務及び旧南魚沼市子どもセンターの解体に向けた設計委託業務に必要経費を計上しました。

民生費では、第 8 期介護保険事業計画で整備する看護小規模多機能型居宅介護の開設準備経費の補助金として 822 万円、グループホーム等の防災設備改修及び非常用自家発電設備の整備のための補助金として 1,540 万円を計上しました。

農林水産業費では、林道ヤゴ平線内のヤゴ平橋の架け替えに向け、付近の地滑り状況の調査のための費用として 2,000 万円を計上したところであります。

土木費では、道路橋りょう維持補修事業費では、市道永松キャンプ場線の土砂及び雪崩止め対策の経費に500万円を計上、また貸与除雪車43台の定期点検及び修理費に不足が見込まれるため1,160万円を追加し、今冬の除雪に向けた準備に万全を図ってまいります。

教育費では、当初年度末を想定していた無線アクセスポイントの納期が生産状況の改善により大幅に早まったということから、令和6年度に予定していたネットワーク工事を前倒しし、小・中学校のGIGAスクール運営費に必要な経費を計上しました。

そのほか、前年度事業の決算確定により国・県補助金に返還が生じた事業については、過年度国県補助金返還金をそれぞれ計上したところであります。

歳入では、市債にそれぞれの事業で発行可能な額として、計5,570万円を計上しました。

前年度純繰越金は、実質収支額と現予算額の差額20億4,445万円を追加いたしました。

収支差額につきましては、合併振興基金繰入金を全額減額し、当初予算で財源調整として計上していた財政調整基金繰入金を11億5,800万円減額しました。その上で、残額は予期せぬ事態に備えるものとして、予備費に計上することで調整をしたところであります。

以上によりまして、歳入歳出総額にそれぞれ22億9,736万5,000円を追加し、総額を371億4,524万8,000円としたいものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明させていただきますので、よろしくご審議をいただき、決定を賜りますようお願いをいたします。

以上です。

○議 長 総務部長。

○総務部長 第72号議案につきまして、ご説明申し上げます。

最初に、歳入歳出予算の補正内容につきまして、事項別明細書で説明をいたします。

12、13ページ、2の歳入をお願いいたします。最初の表、12款1項2目土木費分担金。説明欄、道路整備事業分担金は、無電柱化事業に係るもので、物価高騰などの理由で、事業者との調整により減額するもの。減額した部分については、起債で対応です。

2番目の表、14款1項1目民生費国庫負担金。1節社会福祉費国庫負担金及び2節児童福祉費国庫負担金は、いずれも令和4年度の確定による追加交付。

3番目の表、14款2項国庫補助金。1段目、2目民生費国庫補助金。1節社会福祉費国庫補助金。説明欄、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金は、グループホーム等で非常用自家発電設備を整備するための補助金、10分の10。萌気園小規模多機能ホームさくりの郷と、グループホームふきのとうの2施設です。

2節児童福祉費国庫補助金。説明欄、母子家庭等対策総合支援事業費補助金は、養育費の債権義務化を促進する目的で、公正証書等の作成費用や調停・裁判等に係る費用の補助。2分の1、上限2万5,000円。説明欄、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費補助金（その他分）は、令和5年3月以降に出生見込みの児童は含んでいなかったもので、国から令和6年2月までに出生した児童も対象となること示されたことで、支給見込み数を追加することによるもの。10分の10です。

2 段目、3 目衛生費国庫補助金。説明欄、母子保健衛生費国庫補助金は、3 歳児健診の際に、目の検査で使用する屈折検査機の整備に係るもの。2 分の 1。

3 段目、5 目土木費国庫補助金。説明欄、社会資本整備総合交付金は、公営住宅の整備等に係るもので、交付決定に伴う減額、及び北原住宅の解体工事に係るもの。

4 番目の表、15 款 1 項県負担金。1 目民生費県負担金は、令和 4 年度の確定による追加交付。

最後の表、15 款 2 項県補助金。1 段目、2 目民生費県補助金。説明欄、介護基盤整備事業費補助金は、令和 6 年 2 月開設予定の医療法人俊栄会の看護小規模多機能型居宅介護において、開設準備経費に対する補助。10 分の 10。

2 段目、3 目衛生費県補助金。説明欄、屈折検査機器導入促進支援事業補助金は、国庫補助金と同じく、屈折検査機の整備に係るもの。4 分の 1 でございます。

14、15 ページをお願いします。最初の表、15 款 2 項 4 目農林水産業費県補助金。説明欄、燃油等高騰対応生産条件整備支援補助金は、省エネルギー対応の農業機械、6 条刈りコンバインを整備するための補助金。2 分の 1。

2 番目の表、17 款 1 項寄附金。1 段目、1 目一般寄附金。説明欄、ふるさと納税寄附金は、総額を約 58 億円と見込みまして、既決予算との差額を計上。

2 段目、2 目指定寄附金は、記載の企業からの企業版ふるさと納税による寄附。

3 番目の表、18 款 2 項基金繰入金。1 段目、1 目財政調整基金繰入金は、前年度繰越金確定により、当初予算編成で財源充当分として繰入れした分、11 億 5,800 万円の減額。

2 段目、2 目合併振興基金繰入金は、同様に 2 億円の減額。

4 番目の表、19 款 1 項 1 目繰越金。説明欄、前年度純繰越金は、前年度繰越金の確定額から、補正予算第 4 号までの本年度予算計上額を差し引いた額、20 億 4,445 万円の計上。

最後の表、20 款 5 項 2 目雑入。説明欄、過年度国県補助金等返還金（保育分）は、保育対策総合支援事業補助金に係る、萌気会から事業費補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額分の返還金でございます。

16、17 ページ、21 款 1 項市債。1 段目、3 目農林水産業債。説明欄、土地改良事業債は、天野沢揚水機場の電動機復旧工事に係る負担金に対するもの。充当率が 90%、交付税措置率 20%です。

2 段目、4 目土木債。3 節緊急自然災害防止対策事業債は、市道永松キャンプ場線の法面対策工事に係るもの。これは充当率が 100%で、交付税措置率 70%でございます。

4 節自然災害防止事業債は、無電柱化事業の市負担分に係るもの。充当率が 100%、交付税措置率が 50%でございます。

以上が、歳入の補正内容でございます。

続いて、18、19 ページ、3、歳出です。最初の表、2 款 1 項総務管理費。1 段目、4 目車両集中管理費。説明欄 2、車両運行経費、及び 3、公用車更新整備事業費は、リース契約で想定していた車種が部品の供給不足のため、年度内の契約が困難になったことから、現行と同

等の車種を中古車で購入するために予算を組み替えるもの。

2 段目、6 目財産管理費。説明欄 1、庁舎管理費は、塩沢庁舎の空調機器の更新に伴う保守金額の増加。

説明欄 3、庁舎等建物除却事業費は、旧南魚沼市子どもセンター——これは市民会館近くの国道 17 号の十字路、歩道橋近くにある建物でございますが、この解体のためのものがございます。解体工事は令和 6 年度実施の予定でございます。

説明欄 4、普通財産管理費は、普通財産の管理において、不足見込額を増額。

3 段目、7 目企画費。説明欄 12、移住・定住促進事業費は、移住交流地域おこしフェアに参加するため増額。

説明欄 15、ふるさと納税推進事業費は、返礼等業務委託料など既決予算との差額を計上するもの。1 行目、8、職員旅費は、ふるさとチョイス感謝祭等へ参加するため増額。2 行目、10、印刷製本費は、寄附受領証明書の封筒の新規作成や、返礼品カタログ、お礼状の追加印刷などに係る経費を増額。3 行目、12、ふるさと納税返礼等業務委託料は、寄附金額の増に伴うポータルサイト関連の委託料の増額。

4 段目、8 目地域開発センター及び公会堂費。説明欄 1、地域開発センター費は、水道料金改定に伴う不足見込額を増額。

説明欄 2、公会堂費。1 行目、10、修繕料は、おくにじまん会館の屋根修繕、大崎農業会館の換気扇フードの修繕などに係るもの。2 行目、10、光熱水費（電気）は、おくにじまん会館 1 階部分に係る追加分。3 行目、10、光熱水費（上下水）は、水道料金改定によるもの。おくにじまん会館分でございます。4 行目、14、トイレ便器取替え工事費は、蕨神まほろばに係るもので、価格高騰により不足した分の追加計上。

説明欄 3、地域開発センター及び公会堂改修費は、大巻地域開発センターの改築のための基本設計業務の委託料を計上してございます。

5 段目、9 目バス運行対策費は、歳入の補正に伴う財源内訳の変更。

20、21 ページ、最初の表、3 款 1 項社会福祉費。1 段目、2 目心身障がい福祉費。説明欄 1、心身障がい福祉一般経費は、令和 4 年度事業の実績による補助金等の精算に伴うもので、重度心身障がい者医療費助成事業補助金等 13 事業分の計上でございます。

説明欄 10、ふれ愛支援センター管理費は、水道料金の改定に伴う増額など、指定管理料の精算項目——人件費・光熱水費である光熱水費に今後不足が見込まれるため、追加するもの。

2 段目、3 目老人福祉費。説明欄 7、介護保険対策費（特別会計繰出金）は、令和 4 年度の精算金として追加交付された分の繰り出し。

説明欄 8、介護保険事業費は、令和 4 年度事業の実績による補助金等の精算に伴うもの。

説明欄 13、介護基盤整備等事業費。1 行目、18、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業補助金は、歳入で説明の、グループホーム等で非常用自家発電設備を整備するための補助金で、歳入と同額計上。萌気園小規模多機能ホームさくりの郷と、グループホームふきのとうの 2 施設でございます。2 行目、18、介護基盤整備事業費補助金（開設準備経費

分)は、同じく歳入でご説明しました、俊榮会による看護小規模多機能型居宅介護の開設前の準備経費に対する補助金で、歳入と同額。

3段目、7目生きがい福祉施設管理運営費は、大和老人福祉センター及び塩沢老人福祉センターに係る指定管理料の精算項目——人件費・光熱水費・燃料費である燃料費に今後不足が見込まれるため、追加するものです。

4段目、8目老人ホーム魚沼荘管理運営費は、駐車場に設置してある外灯の修繕に係るもの。

次の表、3款2項児童福祉費。1段目、1目子育て支援費(児童福祉総務費)。説明欄に記載の3つの事業について、令和4年度実績による国県補助金等返還金でございます。

2段目、2目児童措置費。次の22、23ページにかけまして、説明欄2、児童手当支給事業費についても返還金でございます。

22、23ページ、最初の表、1段目、2目児童措置費の続き。説明欄3、母子家庭等対策総合支援事業費。1行目、19、養育費確保支援給付費は、歳入で説明の養育費の債権義務化を促進する目的で、公正証書等の作成費用や調停・裁判等に係る費用の補助。2分の1、上限2万5,000円。2行目、22、過年度国県補助金等返還金は、令和4年度実績に係る返還金。

説明欄4、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費。1行目、19、(その他分)は、こちらも歳入で説明の、国からの令和6年2月までに出生した児童も対象となることが示されたもので、支給見込み数を追加。2行目、22、過年度国県補助金等返還金は、令和4年度実績による返還金。

2段目、3目児童福祉施設費。説明欄1、常設保育園管理運営費。1行目、14、施設改修工事費は、水道料金の改定によって、口径別の体系になることから、施設規模に見合った口径に変更するためのもので、蕨神保育園と上原保育園の2園でございます。2行目、17、施設備品購入費は、不具合が生じているめぐみ野こども園の音響機器の整備に係るもの。3行目、22、過年度国県補助金等返還金は、補助金等の精算に伴う12事業分の計上。

説明欄2、常設保育園保育費は、水道料金の改定に伴って、不足が見込まれる料金を計上。公立の16園分でございます。

2番目の表、3款3項1目生活保護総務費。説明欄2、生活保護一般経費は、7つの国庫負担金等の返還金。

3番目の表、4款1項保健衛生費。1段目、2目保健衛生対策費。説明欄4、母子保健事業費。1行目、17、一般備品購入費は、屈折検査機——目の検査です——屈折検査機の購入に係る経費。国2分の1、県4分の1の補助。2行目、実績による返還金。

2段目、3目健康診査事業費は、次の24、25ページにかけまして、いずれも説明欄に記載の事業に係る返還金。

24、25ページ、最初の表、2段目、4目予防費も返還金でございます。

3段目、5目医療等対策費は、歳入の補正に伴う財源内訳の変更。

2番目の表、4款2項1目環境衛生費。説明欄6、新エネルギー等普及促進事業費は、地

球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定のために、市内全域における温室効果ガスの排出量の調査等を行うための経費。

3番目の表、4款4項1目上水道費。説明欄、事業会計繰出金は、国の繰り出し基準に基づく高料金対策の該当となったことから、基準により必要経費を繰り出すもの。

最後の表、6款1項農業費。1段目、3目農業振興費。説明欄1、農業振興一般経費は、おにぎりを通じた自治体連携を図るために関係市町村への訪問や、おにぎりサミット参加に係る職員旅費。

説明欄2、農業振興対策補助事業費は、歳入でありました省エネルギー対応の機械整備に対するもので、自動操舵システム付のコンバインを整備するための補助金。県単事業で、いわゆるトンネル補助でございます。2分の1の補助。

2段目、4目畜産業費。説明欄1、畜産振興費は、広域有機センターで使用する堆肥散布機マニアスプレッダの修繕費のほか、電気料・燃料費の高騰の影響に伴う追加。

26、27ページ、最初の表、6款1項5目農地費。説明欄4、土地改良事業費は、天野沢揚水機場の3台ある電動機のうち、1台が故障したために、復旧に係る経費の計上。事業主体は南魚沼土地改良区で、総事業費が1,219万円。市の負担は24%でございます。

2番目の表、6款2項3目林道事業費。説明欄1、林道維持管理費は、平成30年から通行止めとなっている林道ヤゴ平線のヤゴ平橋の架け替えに向けた、周辺の地滑り調査を行うための委託料。

3番目の表、7款1項商工費。1段目、2目商工業振興費は、歳入の補正に伴う財源内訳の変更。

2段目、3目観光振興費。説明欄7、八海山麓観光施設管理運営費は、八海山麓スキー場の圧雪車2台分の修繕に係る経費。

最後の表、8款2項道路橋りょう費。1段目、2目道路橋りょう維持管理費。説明欄2、道路橋りょう維持補修事業費は、市道永松キャンプ場線の土砂、及び雪崩止め対策のための法面改修に係る経費。緊急自然災害防止対策事業債を財源活用して実施をいたします。

2段目、3目道路橋りょう除雪事業費。説明欄2、機械除雪費は、貸与除雪車43台の定期点検及び修理費に不足が見込まれるため追加するものです。

3段目、4目道路橋りょう新設改良費。説明欄1、道路新設改良事業費は、長森作田線の無電柱化事業に係るもので、現地測量、及び精査の結果、増工が必要となったためでございます。

28、29ページ、2番目の表、8款4項都市計画費。1段目、3目都市計画施設費。説明欄1、浦佐駅前広場管理費は、駅前広場の噴水周りの修繕に係るもの。

説明欄4、流雪溝管理運営費は、取水樋門の劣化や、取水ポンプの逆止弁の不良箇所の修繕の追加によるもの。

2段目、4目公園費。説明欄1、都市公園等維持管理費は、銭淵公園内に設置しているトイレの浄化槽の樹脂層が破損し、トイレが使用不能であることから、利用再開のために修繕

を行うもの。

3番目の表、8款5項2目住環境整備事業費。説明欄2、市営住宅管理費。1行目、10、修繕料は、市営住宅の給湯器、風呂釜、居室等の修繕整備に係る費用の追加。2行目、10、光熱水費（上下水）は、受水槽・高架水槽が設置されている公営住宅13棟の受水槽清掃の際に係る水道料金の追加。

説明欄10、市営住宅総合改善事業費は、北原住宅4号棟の解体に係るもの。入居者の退去が完了したため行うものでございます。

最後の表、9款1項消防費。1段目、2目非常備消防費は、歳入の補正に伴う財源内訳の変更。

2段目、3目防災費。説明欄4、緊急時情報伝達事業費。18、FMゆきぐに設備整備補助金は、大和地域の東地区において、受信状況が悪いことから、浦佐中継局のアンテナ増設のための補助金を計上するものでございます。

説明欄6、防災補助・負担金事業は、6月補正において議決いただきました、空家等除却事業補助金が、現在5件の申込み状況であることから、降雪期までにさらに申込みが来ると想定まして、さらに5件分を追加でございます。

30、31 ページ、最初の表、10款1項5目育成支援費。説明欄1、育成支援一般経費は、水道料金の改定によりまして、口径別の体系になることから、子ども・若者相談支援センター事務室に係る水道メーターを、施設規模に見合った口径に変更するためのものでございます。

2番目の表、10款2項2目小学校教育運営費。説明欄1、小学校管理一般経費。1行目、10、修繕料は、今までの執行状況から不足が生じると見込まれる額を増額するもの。2行目、14、施設改修工事費は、働き方改革推進のため、18時以降の学校への入電——電話です——に対して、学校教育課職員への転送機能や業務終了の旨の録音機能など、試験的に行うために係る電話設備の整備費用を計上。六日町小学校と塩沢小学校の2校で実施する予定でございます。

説明欄8、小学校GIGAスクール運営費は、無線アクセスポイントの納期が生産状況の改善などにより大幅に早まったことから、令和6年度に予定していたネットワーク工事を前倒しで行うものでございます。

3番目の表、10款3項2目中学校教育運営費。説明欄1、中学校管理一般経費。1行目、13、電話機等借上料は、先ほどの小学校教育運営費で説明の、入電転送のための携帯電話の借上料。小学校及び中学校のどちらの電話も受電いたしますが、中学校教育運営費にて一括計上でございます。

2行目、14、施設改修工事費は、大和中学校プールの循環のための配管が漏水しており、修繕のために必要な経費を計上。また、小学校教育運営費で説明の働き方改革推進のため、電話設備の整備費用の計上。八海中学校と塩沢中学校の2校で実施する予定でございます。

説明欄9、中学校GIGAスクール運営費は、小学校GIGAスクール運営費での内容と同じです。

最後の表、10 款 4 項 2 目特別支援学校運営費。説明欄 1、特別支援学校管理一般経費は、総合支援学校の玄関の換気扇の修繕に係るもの。

32、33 ページをお願いいたします。最初の表、10 款 5 項社会教育費。1 段目、3 目図書館費。説明欄 1、図書館管理運営費。1 行目、3、任用職員手当等は、事務員採用の職員が、図書館司書の資格を取得する見込みであることなどによりまして不足分の追加。2 行目、10、消耗品費は、I C タグの単価が上がったことによる不足額の計上。

2 段目、4 目文化行政費。説明欄 2、文化財等保護費は、坂戸山石垣周辺等の草刈り業務の委託料の不足によるもの。

説明欄 7、遺跡調査発掘事業費は、埋蔵文化財の有無を確認する発掘調査で掘削、埋め戻しした箇所、トラクターが埋没し故障したことにつきまして、修繕費用相当額を賠償するもの。第 89 号議案 埋蔵文化財発掘調査に起因するトラクター埋没事故に係る損害賠償の額を定め和解することについて、この議案に係る賠償金でございます。

2 番目の表、10 款 6 項保健体育費。1 段目、2 目体育施設費。説明欄 1、体育施設一般管理費。1 行目、10、スポーツ施設整備機器修繕料は、モンスターパイプ圧雪車、欠之上クロスカントリーコース圧雪車、大原運動公園除雪車、スノーモービル 3 台の修繕見積りを取ったところ、予算額を大きく上回ることから、不足分につきまして追加計上するものでございます。2 行目、16、土地購入費は、五日町雪国スポーツ館に係る地権者からの売買の意向によりまして、一部地権者との協議が整ったことから計上です。

説明欄 4、体育施設整備事業費は、水道料金の改定に合わせて、管理する体育施設 7 施設の水道メーターを施設規模に見合った口径に変更するためのもの、及び二日町体育館の網戸設置に係るものでございます。

2 段目、3 目学校給食費。説明欄 2、自校方式事業費は、上田小学校給食室、搬入口屋根の修繕工事費。校舎屋根から落下した氷柱により屋根が破損したため、復旧修繕。なお、後づけの搬入屋根であることから、保険の対象外となっております。

3 番目の表、11 款 1 項 1 目農林水産施設災害復旧費。説明欄 1、農林施設災害復旧費（単独）ですが、令和 5 年 6 月 28 日の豪雨によりまして、林道高石中ノ又線、及び下出浦地内の農業用排水路が被災したために復旧を行うもの。1 行目、12、林道補修委託料は、林道の土砂撤去のための経費。2 行目、14、農林災害復旧工事費は、先ほどの林道及び農業用排水路の復旧工事に係るもの。それぞれ 200 万円を予定してございます。なお、災害基準——これが連続雨量で 80 ミリメートルですが、これに満たないため、補助災害の申請は対象外となっております。

最後の表、34、35 ページにかけまして、14 款 1 項 1 目予備費。収支差額について、財政調整基金及び合併振興基金の繰入金を減額した上で、今後の原油価格等高騰や物価高騰の影響に伴う、さらなる不足への備えのほか、不測の経費が生じた場合に備え、予備費に計上することで調整したものでございます。

なお、6 月定例会報告以降の予備費充用額につきましては、8 月 25 日までで、12 件、1,451

万 8,000 円であります。主な内容を申し上げます。八海山 4 合目に設置のバイオトイレの浄化槽が破損したことから、修繕工事に 104 万円。八海山 6 合目に設置の女人堂避難小屋の屋根が強風により破損したことから、修繕工事に 616 万円。今夏の異常気象に伴う農業用水の渇水対策のために 400 万円などであります。

7 ページをお願いいたします。第 2 表、債務負担行為補正であります。図書館に係る記載の事業につきまして、令和 6 年度から新たなシステムに更新するため、令和 5 年度中に契約事務等の準備行為を行うため、新規に設定するものであります。

8 ページをお願いします。第 3 表、地方債補正です。歳入の説明で申し上げました、3 つの起債——これが 5 段目の土地改良事業債、それから 8 段目の緊急自然災害防止対策事業債、及び 9 段目、自然災害防止事業債、この 3 つの事業費の増や対象事業の追加等によりまして、表の最下段の合計で、補正前の限度額から、5,570 万円を増額し、15 億 3,690 万円としたいものでございます。

以上で、第 72 号議案の詳細説明を終わります。

○議 長 第 72 号議案に質疑を行う方の挙手を願います。

[複数名挙手あり]

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開を 3 時 30 分といたします。

[午後 3 時 09 分]

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

[午後 3 時 30 分]

○議 長 第 72 号議案について質疑を行います。

12 番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 大きく 3 点質問させていただきます。

24、25 ページ、農業振興費でございます。農業振興費の職員旅費という中でおにぎりサミットというのが上げられましたが、期待するところもあるので、大まかな事業計画とか案はもうできているのか。それとも今後の予定なのかお聞かせ願いたいと思います。

その下、農業振興対策補助事業であります。ドラマの世界で見ていたのかな、など思っていました自動運転のコンバイン等が導入ということでもありますけれども、これは実証実験までというよりも、灯油等の高騰対策ということで上がっているのか、かなりこういうのがこの辺の南魚沼市でも使えるような時代になったのか。市のほう、把握していたら教えていただきたいと思います。

次のページ、26、27 ページであります。土地改良事業費であります。これは天野沢の揚水機場の 3 台のうちの 1 台が故障したということで、これは非常にこの南魚沼地域、大和を含め六日町西山地区では非常に大事な水源だったわけであります。市のほうでこの辺の情報をどの程度把握していたのか。復旧の状況がどの程度ということで、お聞かせ願いたいと思います。

もう一点、28、29 ページ、消防費、緊急情報伝達事業、FMゆきぐに整備事業補助金であ

ります。市内のカバー率を上げるために東地区の受信状態をよくするということであります。今後の情報伝達が早めに求められているところではありますが、工程的なやつはかなり早くできるのか。そしてまた未受信地域がまだこれを整備してもかなり残っているのか、その辺を教えていただきたいと思えます。

○議 長 農林課長。

○農林課長 それでは、最初にご質問いただきました 25 ページ、農業振興一般経費の職員旅費の関係。こちらはおにぎりサミットの開催ということで計上させていただきました。

日本の食文化であるおにぎりを通じまして、全国の自治体と連携しまして、特産品のPRや販売促進、地域の魅力を発信していくための協議の場、サミットを来年の2月くらいに開催をしたいというふうに考えております。各自治体間が抱えている課題を解決しまして、相乗効果を図っていききたいというものであります。現在6つの自治体と連携の確認ができておりまして、現在もう一つ協議中のものもございます。協議が整い次第、来年やりたいと思っております。

それから、その下の燃油等高騰対応生産条件整備支援事業補助金です。こちらは県のトンネル補助金になりますけれども、市内の青年農業者の方が今年、低燃費のコンバインをリースで買いたいということで、取得をしたいということでありまして、その支援補助ということになります。年度当初では予定をしていなかったものですが、県のほうで採択の内示を受けたものですから、補正で計上させていただきました。この低燃費の補助事業につきましては、実は今年から始まったものであります。昨年度の燃油電気料高騰対策を受けまして、県のほうで立ち上げた今年からの事業となっております。こちらの青年農業者の方が市内では1号になります。

それから、次のページ、27 ページです。土地改良事業の補助金との関係であります。天野沢揚水機場の揚水機3台あるうちの1台が今年の6月29日にそのブラシが焼損しました。今年はその3台のうち2機、フル稼働で動かしているところでございます。3機の運転で最大日量3.2トン動かせる状態だったのですが、ポンプが1台故障ということで、今年日最大流量2.1トンということで稼働をしていたところであります。来年の作付に早期に間に合わせる必要があることから、この9月議会で承認をいただいた後に土地改良区のほうで早急に修繕の工事を発注しまして、来年の作付に間に合わせたいというものであります。

それから、先ほどの補助事業、農業機械の補助事業との関係ですが、こちらは自動運転ということではなくて、低燃費の農業機械ということになります。自動運転の農業機械の普及状況ですが、個別に入れてある農家さんは伺っているところですが、市内の中ではまだ大きく普及しているような状況ではございません。

以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 最後の質問のFMゆきぐにの整備事業補助金の関係ですが、今回の東地区の難視聴解消につきましては、今年度末までに解消するというので、今後この議決をいただ

いた後にFMゆきぐにのほうで補助金の申請をして、年度末までに解消するというところで考えております。

あと、そのほかの難視聴のエリアはないかという話ですが、今FMゆきぐにさんのほうで調査をしていただいております、現状、分かっているのは、五十沢地区にまだ難視聴のエリアがあるということで、こちらについては国の総務省の補助事業のほうが使える可能性があるということで、現在それに向けてFMゆきぐにさんと協議を行っているというような状況であります。そのほか、調査を全て終わったわけではありませんので、今後もしかすればほかの地域が出てくる可能性はまだあるというような状況であります。

以上です。

○議 長 12番・清塚武敏君。

○清塚武敏君 1点目の燃料高騰の対策の、ちょっと私が聞き間違ったのか、自動運転と聞いたもので、そういう質問をいたしました。

2点目ですが、土地改良の天野沢の件であります、例えば今年みたいな渇水の状況の中で、例えば市が渇水対策を打ち出したときにアドバイスとか、発電機及び水中ポンプというような考えは全然なかったのか、それともそういうのは土地改良法上で認められなかったのか。その辺だけ教えていただければと思います。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 天野沢のこのポンプの故障についての、例えば代替のポンプとか、そういうものの使用ということだと思いますけれども、その段階では土地改良区さんとの協議を幾つか重ねましたけれども、その話は出ませんでした。電気料、容量等大きいので、そこについては話が至らなかったということです。

それから1点だけ訂正。コンバインの導入ですけれども、制度としては、自動操舵も入っていますので、多分これについてははっきり把握していませんけれども、自動操舵できる機能がついているかもしれません。(当日訂正発言あり)

以上です。

○議 長 4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 大きく2点お願いします。19ページの移住・定住促進事業費の職員旅費、移住交流地域おこしフェア、その下のふるさと納税推進事業費、職員旅費のふるさとチョイス感謝祭につきまして、日程あるいは会場、内容等々発表できる範囲でよろしいので説明をお願いしたいと思います。

2点目、29ページ、都市公園等維持管理費の修繕料ですが、こちら銭淵公園のトイレということですが、浄化槽の樹脂層の破損ということで伺っておりますが、それが入り口側のトイレであるとまだ造ったばかりかと思うのですが、すぐ故障するものかどうかご説明いただければと思います。

○議 長 U&Iときめき課長。

○U&Iときめき課長 それでは19ページ、移住・定住促進事業の職員旅費ということで、

今回JOINの移住・定住地域おこしフェアの内容についてということですが、こちら1月4日から5日の両日で行われる予定で、東京ビックサイトで行われます。これは名前のとおり移住・定住の促進ということで、移住に興味のある方が来まして、その方の相談ですとか、市のPRを行うと。併せて、地域おこし協力隊のPRを行うという内容になっております。

その下の、ふるさと納税の職員旅費ですが、こちらふるさと納税大感謝祭です。こちらは11月11、12日の両日行われます。場所がパシフィコ横浜という横浜駅のすぐ近くです。こちらは特産品のPRですとか、ふるさと納税につながるようにPRするという内容で、去年も行っているのですけれども、今回で2回目の参加となる予定です。その他、感謝祭等にも参加する予定でございます。

以上です。

○議 長 都市計画課長。

○都市計画課長 それでは議員の2つ目のご質問ですが、銭淵公園、昨年きれいにしました入り口側のトイレではなく、公園奥側のトイレのFRPの浄化槽が破損したものと考えております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 3番・大平剛君。

○大平 剛君 1点だけお聞きします。26、27ページ、機械除雪費のところですが、除雪の修繕料が足らなくなる見込みということですが、これは物価高騰のせいなのか、それとも新たに修繕しなければいけない箇所が見つかったのか。もしくは両方なのか。その辺をお聞かせ願います。

○議 長 建設部長。

○建設部長 除雪の修繕料ですけれども、物価高騰の関係で修繕料が不足すると、その部分を考慮したやつです。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 8番・永井拓三君。

○永井拓三君 25ページ、新エネルギー等普及促進事業費です。新エネルギーを採用しようということと脱炭素社会を目指そうというのはニアリー・イコールでイコールではないといったところだと思うのですけれども、これは新エネルギーを普及するために基礎的な情報を手に入れようということで、調査を含む計画の策定をするということだと思うのです。策定業務の中にきちんとしたアドバイスも入っていて、例えば公用車を今のガソリン車から電気のほうに替えていくと、どれくらいのコストがかかるのだけれども、どれくらい二酸化炭素の排出量が削減できるよ、といったような話なのか。単純に今現在南魚沼市の中で発生している温室効果ガスの量を調べようということなのか。そのあたりのちょっと深みがある調査なのかどうか教えてください。

○議 長 市民生活部長。

○市民生活部長 今ほどですと、議員のおっしゃった後段のほうに近いと思います。いろいろなアドバイスを受けるというよりも、まずは現状把握ということを中心とした内容となっております。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 1点だけお願いします。21ページの老人福祉費のところですけども、13の介護基盤整備等事業費の18節で、開設準備経費のところですよ。市内では特養の、例えば増設ということでやってもなかなか職員が集まらずに、そこが開けないというような状況もあったわけですけども、この辺の職員確保の状況、その辺が市の今把握している状況の中でどういような——かなりきちんとできるのかどうか、その辺つかんでいる情報の中で結構ですので、教えていただきたいと思います。

○議 長 介護保険課長。

○介護保険課長 人材確保の関係につきましては、一般会計で支援金としまして準備もして確保に努めているところでございます。ですが、実態調査をした中では変わらず不足しているというような状況が現場から上がってきている状況でございます。

基盤整備の補助金に関する俊榮会の部分につきましては、俊榮会さんのほうでは市内での人材確保というよりは、県外等から人材を呼び込んでやってくるということで話を聞いておりますし、実際に病院本体のほうではそういうふうな形で人材を確保しているというふうな情報を得ています。

以上です。

○議 長 5番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 本当に人材不足というのはこの職種ばかりではなくて、今いろいろのところで問題になっているわけです。そういう意味では、よそからまたここに、これを機に転入をしてくれるということであれば、それもありがたい話かなというふうには思うのですけれども、ぜひまたこれがなかなか開設ができないなどということになると困りますので、そういう意味では俊榮会さんとその辺の連絡を密にしながら——市がどこまでそういったものを対応できるのかという部分もありますけれども、向こうの言い分だけでなく、例えば市として何らかのバックアップみたいなことができる可能性もあるのかどうか、その辺も含めて少し教えていただければと思います。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 ただいまの梅沢議員のご指摘のとおり、非常に人材確保というのは難しい状況です。これはずっと前からもお話ししておりますとおり、なかなか対策を講じても応募がないというような状況です。市としましては、先ほど課長も申し上げましたとおり、人材確保の予算を組んでおりますので、その中で対応していくということと、あとはやはり現

場ですね、そちらと相談しながらできる範囲で市としても応援をしていきたいと、そのようには考えております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 先ほど清塚議員に答弁した件で訂正があるということで、産業振興部長から発言を求められていますので、これを許します。

産業振興部長。

○産業振興部長 すみません、先ほど清塚議員のほうから2つ目、コンバインの導入について、自動操舵システムがついているかちょっと把握していないという話を申し上げたかと思うのですが、提出されている計画書の中には自動操舵システムなる高性能機械という形で明記されておりますので、ついているものと考えております。訂正してお詫び申し上げます。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 2点お伺いいたします。15ページであります。ここでまた企業版ふるさと納税の寄附、新しい部分が出てまいりました。これは内容等説明がなかったのですが、新しい内容の部分なのか。ちょっとその点、説明がなかったので、お伺いさせていただきたいと思っております。

2点目であります。23ページの母子保健事業費の屈折検査機、目の検査機であります。執行部の有言実行の予算に敬意を表したいと思っております。そうした中でこの検査においてこの対象範囲、当初3歳という部分を一つの部分として一般自治体が動いておりますけれども、その部分、対象は何歳を対象として今進めようとしているのか。それと検査においては、やはり人材確保ということで前も答弁がございました。その部分、研修等を含めた中で人材確保等はできたのかどうかという部分を、立ち上がりに関しまして確認したいと思っております。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 企業版ふるさと納税の寄附金についてです。今回の補正予算に計上されているものは、新しい事業ではなくて、全て今までやってきた無電柱化事業に対する寄附であります。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2点目のご質問です。屈折検査機の件ですが、対象年齢は、ということですが、対象年齢は3歳児ということで議員おっしゃるとおり、3歳児健診のときの実施ということになります。

人材確保につきましては、今回導入するものが簡易的な機械を導入します。現在視能訓練士を、操作をする担当者として医療機関並びにいろいろなところと打合せをしながら探している最中ですが、もしそういう視能訓練士が確保できなかった場合は、保健師ですとか看護

師が機械の操作の研修をして、その人材で対応するという事で予定をしております。また読影につきましては内科の医師等が担当しますので、こちらは確保できているということになります。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 企業版ふるさと納税でありますけれども、今聞きましたら、前と同じ内容だということでもあります。市長もよくおっしゃっていましたが、ソフトの部分、少子化だとかいろいろな子育てに対するそういう部分に関して、市としてのそういう動き——これは各企業が起こさなければいけないわけですが、そういう動きは今現在まだ——かなりそれからたっていますけれども、そういう動きは今見えているのでしょうか、全く見えていないような状況でしょうか。ちょっとその点、情報等があったらお聞かせいただきたいというふうに思っています。

2点目であります。屈折検査機の件ですけれども、3歳児ということで、何とかそういう形で対応したいということです。今現在、ご承知のとおり6歳から8歳までにほぼ目のあれが決まるというふうに言われて、そこまで早期発見、早期治療が大事だと言われています。そうした中で、そこを過ぎてしまった人たち、そういう人たちに何とか小学生に入るまでに検査をした中で早期発見ができないのかという、そういう体制というものは現実は無理なのではないでしょうか。ちょっとお聞かせください。

○議 長 企画政策課長。

○企画政策課長 企業版ふるさと納税、ほかの新規事業等の考えは、ということです。こういうものを企業版ふるさと納税の事業としてやったらどうかというような各課からの提案だとか、構想——正式提案ではありませんけれども、そういう考えのようなものは内部で検討しているところもあるのですけれども、まだ表立って、ではこれで行こうというところまで行き着いたものは今のところはありません。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 検査ですが、今その検査体制としてやっているのがそれぞれの乳幼児健診とか、3歳児健診とかいろいろ段階があるわけですが、今回の検査については3歳児健診のときに行うということで、ある程度この3歳児健診の時点でスクリーニングをしながら対応していただければと思います。

あと年齢が上がってきますと、それぞれご家庭でもそうですし、不自由を感じると子供のほうで恐らく発信ができるような年齢にもなってくると思いますので、家庭の中でもいろいろな注意を払いながら対応していただければと思います。今の時点では3歳児ということで考えております。

以上です。

○議 長 15番・中沢一博君。

○中沢一博君 年齢が上がってくると、親もある程度の確認もできるかと思うのですけれ

ども、そういう精密的な部分に関しましては、やはり画期的な部分であります。例えば今、当市においては5歳児健診というものをやっています。そういう部分に繰り入れられないのかどうか。再度お聞かせください。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 制度の中に、今の枠組みの中に取り入れられるかどうかということですが、独自の事業としては取り入れることは可能だと思います。そこで検査をするということは可能だと思いますけれども、今の時点ではちょっと考えてはおりません。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 1点だけですけれども、ちょっといろいろなところにまたがりますので、順々にちょっと聞きます。

まず、13ページの一番上に分担金があります。道路整備事業分担金、三角の3,400万円ですけれども、これは説明の中では無電柱化の関係だということでもあります。

そして次に見ていただきたいのが、27ページ、一番下に無電柱化事業委託料というのがあります、1,400万円あります。これはその分担金との関係がどうなっているのかというのが一つなのです。そしてここでは、その他財源が3,300万円マイナスになっていまして、地方債4,810万円が出てきています。このその他財源というのは、企業版ふるさと納税だと思ふのです。

もう一つ見てもらいたいのは、17ページ、その起債というのとは何かと言いますと、17ページに自然災害防止事業債、4,810万円があります。多分これを適用してやっているのでしょうけれども、単純に考えますと、この無電柱化推進事業に起債を起こしてやるということは——この条例制定のとき、公費を入れない、企業版ふるさと納税でやるのだということは何回も確認させていただいたのですけれども、単純に言いますと、起債を起こしてということは公費が入るのかな、というような気もするのですが、その辺の説明をしていただきたいというふうに思います。取りあえず、そこら辺を聞いてからにします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 今ほどの件ですけれども、議員のおっしゃるとおりで、すみません、無電柱化事業の財源につきましては、事業化の当初より地元要請者からの負担金と令和2年度から制度を拡充された企業版ふるさと納税をとということで、事業を始めておりました。6月補正も含めた中で今年の7月以降も、企業版ふるさと納税の説明等に関連する企業の方々をお願い申し上げながらご理解とご協力をお願いしていました。しかしながら、今までに、8月末現在になるのですけれども——補正の時点では80万円ということだったのですけれども——8月末現在で630万円という企業版ふるさと納税の額になっております。

これから入線工事と抜柱ということがあるのですけれども、今年度事業の確保としてはめどが難しい状況ということで、そのような財源状況では補償契約を発注することができないということで、安定した財源の確保の中で企業版ふるさと納税の保険的な財源というより——それではできませんので、ここで起債を……組替えということをお願いをしているところ

でございます。

以上であります。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 大変今の答弁、私個人的には非常に問題があるかなというふうな思いがするのです。まず条例制定のときに言った、公費を入れなくてやるというところ、だけれども企業版ふるさと納税が集まらないから起債を起すのだというところ、そういうふうには、ない袖は振れないから仕方がないということになれば、そうなのかもしれませんけれども、それくらいの説明でいいのかというところが1点。

そしてこの分担金が集まらない、取られなかったということで、そして自然災害防止事業債、これを使って分担金に充てる。これも何か物すごく私は違和感があるのです。その辺、どうなのかというところを2点、もう一度説明をお願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 1点目は……（「分担金が足りないから、企業版ふるさと納税だけでやるというのを、今の説明だと起債を起すということなのだけれども、そういう考えで果たしていいのかということ」と叫ぶ者あり）おっしゃるとおりではあるかと思えますけれども、財源が確保されない部分につきましては、発注できないということがございまして、今現在、今年度末に向けて完成させることに向けて事業、既にいろいろな調整をしております。その中で、ここで……例えば現場は既に年内完了に向けて、先ほど言いましたように進めておりますので、このまま企業版ふるさと納税が集まるまで現場を止めるということになりますと、市にとって得策ではないと、不利益を被るということの判断もある。その判断から起債事業を財源にするということでございます。

しかし、今年度も今現在ちょっと内々ではございますけれども、ある程度まとまった額のお話もちょっといただいておりますので、今後も引き続きその起債の額を減らしていけるように、要請者と市で協力しながら今後も協力して少なくするように、企業版ふるさと納税のお願いをしていくということでございます。

以上であります。

〔「なぜ自然災害防止事業債なのだ」と叫ぶ者あり〕

○議 長 財政課長。

○財政課長 なぜこの自然災害防止事業債かというところ、ここが地滑り区域に一応当たるということで、自然災害防止事業債であれば起債可能ということで判断し、これを充当したところでございます。

以上です。

○議 長 13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 非常に苦しい結びつけだと私は思うのです。建設部長から説明していただいたので、事業費がなかなか確保できなかったのが起債を起したのだということですがけれども、私は公費を入れなくてやるというところをやはり重視していただきたいのです。となります

と、それは無理だとなれば起債ではなくて一般のふるさと納税、そういうのを使えば一応名目上公費は使わないというようなことにもなるような気が私はするのです。そういう選択肢みたいなものはなかったのか、というところ。それもその他財源の公費になるかもしれませんが、それでも、まだ起債よりもちょっと通りがいいような気がするのです。

そして、その自然災害防止事業債が地滑り地帯だから、それがちょうどよかったというのが、それで国の起債制度が成り立つのかというところなのです。それでどこかに出ていましたけれども、その関連事業で修繕工事 500 万円くらいのものでありましたよね。何ページだったか、ちょっと出てきませんけれども。そこら辺の対応だけにその起債というのは、非常に私は物すごく違和感があるのです。ほかのちょうどいい名目、同じ起債でも名目がなかったのか、やはり地滑り地帯だったということで、それしかなかったのかというところをもう一度お願いしたいと思います。

前段の、私がちょっと先走って、普通の一般のふるさと納税のほうが通りがいいと言いましたけれども、それもまた公費ということになりますと、それも問題になります。ほかの選択肢がどうしてもなかったのかというところに質問の内容を変えますので、そこら辺お願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 起債のほうの点について説明させていただきます。佐藤議員がおっしゃる 500 万円、これは緊急自然災害防止対策事業債というものでございまして、自然災害防止事業債とは名前は似ていますが、違います。自然災害防止事業債をなぜ充てたかということですが、私どもも財源につきましては、有利な財源を探した中でやっております。そうした中で自然災害防止事業債であれば充当率 100%で、交付税参入率が 28.5%から 57%で、当市は約 50%くらいになるのですが、非常に有利だということで、それを充てさせていただいたところがございます。

以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 ほかにという検討がなかったのかということですが、財政部局とは再三再四協議をしながら進めて、ここに結果が至ったということになります。

以上であります。

○議 長 1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 5 点お願いします。

まず、15 ページの前年度繰越金 20 億円ですが、確定額というふうに部長はおっしゃいましたけれども、もう少し——20 億円という大きな額なので、歳入が思ったより来たのか、歳出が思ったより少なかったのか、そういうもうちょっと、何があってこの 20 億円という膨大な額が繰越しになったのか教えてください。

2 点目ですけれども、25 ページの予防対策事業費、過年度国県補助金等返還金で 2 億 6,000 万円、2 億 7,000 万円ですかね。これはここだけではなくて、全部合わせると 4 億円、5 億

円になるのですけれども、ここだけに今回フォーカスさせてもらって、何でこんな多額な額が返還することになったのか、何があったのか説明いただけますか、と思います。

3点目、同じ25ページ。高料金対策補助金、上水道です。上水道の高料金対策補助金7,400万円、これは国の交付金のはずなのですが、歳入に国からのこれに該当する歳入が見当たらないので、ちょっと私の勉強不足だけなのかもしれませんが、歳入のどこに当たってこの歳出になっているのかをお示しいただけますでしょうか。

4点目、27ページ。八海山麓観光施設管理運営費、車両修繕費、圧雪車の補修186万円。圧雪車は冬にしか使わないのですが、なぜこの時期なのかなど。例えば3月に圧雪車を使い終わったときに点検してオーケーだったら何か次の日も使えそうな気がするのだけれども、なぜこの時期にこういう修繕が必要になったのか教えてください。

最後、同じページです。先ほどの大平議員と同じところで除雪車修繕料1,160万円。これは南雲総務部長の説明では定期点検という言葉を使っておりましたが、大平議員の質問に対して建設部長は物価高騰による不足が見込まれるとおっしゃっていました。どちらが正しいのか、それとも1,160万円の中に定期点検の部分があって、定期点検の部分を除いた部分が不足なのか、ちょっとその詳細を教えてください。

以上、5点になります。

○議長 長 財政課長。

○財政課長 1点目の質問、繰越額の件ですが、一つ一つの積み上げはかなり膨大になるので、ちょっと控えさせていただきますが、歳入については、ほぼ見込みどおり入ってきたと。歳出につきましては、それぞれが支出を抑えたというようなことでこれほどの差になったというふうに分析しております。

以上です。

○議長 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 予防対策費の過年度返還金2億6,800万円ですが、これにつきましては、令和3年度からの繰越し分ですとか、令和4年度分、こちらについて合わせた中でこの金額になっております。新型コロナの接種対策費令和4年度分が1億900万円ほど、令和3年度からの繰越し分で9,800万円、同じく令和4年度の今度は体制確保分で6,000万円ということです。これは前にもお話ししたような記憶がありますが、対象者フルに予定をしております。令和3年度につきましてはまだまだ先が見えない中で国からの補助金が未納というか、確保できないという状況が生じないために、マックスで補助金の予算化をしております。そのため、結果としてマックスのところはマックスにならないということで、実績でこれだけの返還額になったということでもあります。

以上です。

○議長 長 商工観光課長。

○商工観光課長 4つ目の質問です。八海山麓の車両修繕料の件ですけれども、今年度当初予算に計上した中で、実際に見積りを徴したところ、定期点検部分以外の部分、修繕が生

じたということで180万円ほどの予算を計上しているということでございます。

以上でございます。

○議 長 総務部長。

○総務部長 除雪機のところの私の全体的な説明の中で43台の定期点検及び修理費というところと物価高騰の違い、どういうことかということですが、定期点検と修理費に不足が見込まれるというのはそのとおりでありまして、その背景として、というような内容だったかと思います。矛盾はしていないかと思います。

以上です。

○議 長 財政課長。

○財政課長 水道の高料金の関係ですが、歳入につきましては、交付税のほうに措置されて入ってくるということになります。

以上です……（何事か叫ぶ者あり）25ページの高料金対策の件で質問があったかと思いますが……（何事か叫ぶ者あり）歳入ですか。歳入は交付税で入ってきますので、今のところは入っておりません。後で交付税の補正をかけるときにプラスされるという形になります。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 まず、20億円の前年度繰越金の再質問です。歳入は予想どおりで、歳出は抑えた。一つ一つの積み上げということですがけれども、分かりました。全部言わなくてもいいですよ。もし何かこういうのがメジャーであったみたいなのがあったら教えてください。

2点目ですがけれども、2点目の2億7,000万円のあれです。補助金返還金ですか。令和3年度分もここに来るのですか。僕勉強不足ですみません。令和3年度分までこちらまで来てしまうのですか。そういうシステムなのですか。そこだけ。

3点目、水道ですがけれども、それはちょっと僕も分からない。入ってきていないのをどうやって歳出で出すのかここはちょっと分からない。すみません、僕。何で、歳入で入ってきていないのを歳出で出せないと思うのですけれども、どういうことなのですか。私の勉強不足かもしれない。もうちょっと分かるように、もう一度お願いします。

4点目、八海山麓スキー場。定期点検とおっしゃいましたけれども、定期点検をいつして、それでどういうふうに分かったのですか、その100万円必要だなというのが。定期点検をいつやったのかだけ教えてください。

最後43台の定期点検ですがけれども、定期点検なら当初予算で入れるべきだと思うのです。定期点検なら、分かるのだから。なので、もうちょっと43台分の定期点検が何でこの補正で来たのか。物価高騰という部分なら分かるのですけれども、ちょっともう少しその部分教えてください。お願いします。

○議 長 財政課長。

○財政課長 1点目の繰越しの件ですが、手元にまとめてある表がございませんので、申し訳ありませんが、後で調べておきます。

2点目の水道の関係ですが、交付税に算入されると申し上げましたが、交付税のほうにつきましては、今算定の最中でございますので、それが決まり次第また補正が出てきたりするところでございます。

以上です。

○議 長 福祉保健部長。

○福祉保健部長 2点目の返還金ですが、令和3年度分までというお話です。これは令和3年度で予算化した部分について、令和3年度で消化しきれなかった、実施できなかった部分を令和4年度にやっております。それで、確定した分を返還金として今回補正に上げさせていただきます。

以上です。

○議 長 産業振興部長。

○産業振興部長 4点目の八海山麓スキー場の圧雪車をなぜこの時期かというお話ですが、スキーマの各車両ですとか、索道の点検については、シーズンが終わって大体ゴールデンウィークが終わった後、5月の下旬頃からでないと言配がつかないと。当然点検する業者も数は限られていますので、その中で実際に発注をかけて始まるのが6月かと思います。その中で車両をもって行って点検した中で、かなり幾つかの部品が摩耗したり破損しているわけですが、これについて判明したのが7月上旬、それで見積りをいただいたのが7月25日でまとめていただいていますので、それを今回9月の補正でさせていただいたということでこの時期になったということです。

以上です。

○議 長 建設部長。

○建設部長 最後の除雪車の件でございます。当初の4,000万円には修繕料プラス定期点検の修繕、そのほかにシーズン中の修繕料も見込んでおります。このまま行きますと物価の高騰でそのシーズン中の修繕費が明らかに不足するというので、今回ここで補正をするということでございます。

以上です。

○議 長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 最後に水道だけお願いします。交付税が確定してからでよかったのではありませんか。何でこのタイミングで高料金対策で7,000万円を繰り越そうと思ったのですか。

○議 長 総務部長。

○総務部長 お考えの根底が、補助金という特定財源のことと思われていると思うのです。あくまでも一般財源——交付税と言いますが、これも一般財源ですので、一般財源の歳出の表を見ていただければ一般財源のところにある。それで先ほど財政課長が言ったのは、その確定のときに交付税をお示ししますということを行ったということですので、一般財源でという、一般財源の中には交付税もありますし、税もありますし。特定財源ではないという、そういうご理解をいただければと思います。補助金ではありませんので。

以上です。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それこそ 19 ページと 27 ページですけれども、先ほど 13 番議員の言っていたところは、ちょっと私も質問しようと思っていたので、そちらから話しますけれども。例えば 5,000 万円かかる工事、それに 4,000 万円しかくれなかったら、1,000 万円、市が負担することになるわけですね。そういうふうになってしまう可能性があるということなのではないでしょうか、というのでまずは聞きたいのです。今までの説明を聞いて、分かっている点はあるのですけれども、そうすると例えばもう負担つきの寄附ということになると、また違う議決が出てくる必要が事業前にあったのではないのかなという、私は思いがあるのです。

要は企業版ふるさと納税をやるから、セットでやるから事業を進めましょうよとお互いに協定したので——要はひもつき寄附の場合、ひもつきでこれをやってくれというふうになって、ではその 1,000 万円は市で負担してくれよというのと——今回それがちょっと私は筋が違って、私も例えば、ではこれをやってくれ、最初に——こういうのを言うとまた誤解を生じるのでやめます。そこはまず不安があるので、どういうふうに、最後事業費が全部もらえるのかどうかというのは、そこは聞いてみたいと思います。

あとそれと 19 ページのふるさと推進事業費です。ふるさと納税がまた好調だというのは、それはそれでいいのです。私、ここの中で 2 点あるのが、まず今年非常に米の調子が悪いというふうにも聞いているので、米がある一定の品質以下のやつは出されて——要は検査米以外のやつも出ている点があるわけですから、そういう点とか、どうやって——去年も一応口でいい品質のやつを出してくれというふうなアナウンスして、ブランドを守っていったのはあるでしょうけれども、今年はそれを、そういうふうなのを考えての推進事業費なのか。

あとそれと例えば米 1 杯、外に売る場合は、例えば米 1 杯 70 円とか 100 円なわけですね。考え方として、私そういう考えなのです。でもやはり来てもらおうと、例えばカツ丼になったら 1,000 円とかになるわけではないですか。私やはり来てもらうことも考えなければいけないと思うので、ふるさと納税をしつつ、例えばほかの自治体では、湯沢町は固定資産税に割引券とかロープウェイとか、例えば町の施設の割引券とか入れているのですけれども、うちの市でも来てもらおうというのを考えたりも——例えばこのあれがあったですね。パシフィコ横浜でやったりとかするのもあったと思うのですけれども、そういうので来てもらうような事業費も入っているのかどうかについて聞きたいです。

以上、お願いします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 無電柱化の件でございますけれども、企業版ふるさと納税を引き続き要請者と一緒に努力しながら協力してもらえようという形で今後も年度末まで頑張っていきたいと思っております。

最終的にどうなるかということは、今の段階ではまだ言えないということでございます。

以上です。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 19 ページ、ふるさと納税推進事業費です。米に関しての品質を維持ということですが、牧野議員、以前からご提案いただきましたDNA検査を今年初めて実施するというので、抜き打ちでやらさせていただきます。あと、事業者説明会の折にはそういった品質は随時守って、ブランド化を進めていきたいと思いますということで話はさせていただきます。

それから来てもらうための何か施策をしているのかということですが、実際旅行需要というのはかなり高まっております、楽天の旅行券ですとか、そういったものかなり返礼品として出ております。うちとしましてはスキー場券も出しているのですけれども、今現在湯沢町と協議しながら、共同で何か商品券的な部分でできないかということで検討中でございます。

以上です。

○議 長 18 番・牧野晶君。

○牧野 晶君 そちらに関しては頑張ってくださいしか言いようがないので、もう頑張ってください。

あとこちらは、やはり品質を心配していると思うのは一緒だと思うのです。なので、例年以上にハッパをかける。DNA検査で例えば——DNA検査とはまた違う点もあるわけです。米粒とか割れとか、そういうのも今年は考えていくのでも、考えていますよというハッパをかけて、あとクレームが上位、いっばい来たら、比率が高いところは公表しますとか、例えば。そういうのをハッパをかけるために皆で品質……考えて守るために、そういうのも考えているのだろなと思うのですけれども、心意気を聞いてみたいです。

○議 長 U & I ときめき課長。

○U & I ときめき課長 議員がおっしゃったとおり、品質維持が一番重要だと思いますので、ブランド化推進のために頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長 14 番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 4 点ほどお伺いいたします。同僚議員から出ましたけれども、17 ページの無電柱化のための市債の 4,810 万円に関連してです。当初この事業を始めるときに聞いていたのと資金繰りは大変変わってきているわけです。そうしたときに、これを仕方ないから認めようかなというのであれば、議会としては、これからふるさと納税事業を使っていろいろなところを整備しようというところは、もう一つ出ましたよね。これからちょくちょく出てくると思うのです。

そういったところの先例として、お金が集まらない、資金がどうしても集まらないということについては、不足分については市債で何とか収めますというような先例をつくってはならないと私は思っているのです。ですので、やはりこれだけの議員からも質疑が出ていますから、ちょっと一から仕切り直しをして、もう一度建設部で考えて、本当にふるさと納税の

寄附金とそれから分担金とでやれる範囲はどこなのか、というところをきちんとやはり考えてもらいたい。そういうお考えを持っていると、やりますということを知りたいと思う。

2点目は、25 ページの上水道の高料金対策 7,480 万円です。高料金対策の対象となったということでもありますけれども、そうすると製造原価と供給単価、それぞれ幾らとなって今回は国のほうの補助金の対象になったということなのか、そこをちょっと数字を教えてくださいたいと思います。

それから 29 ページの空き家の除却の補助金 100 万円であります。当初予算で見込んだ 100 万円が周知されて、5 件のほうにそれを使っていただいて除却が行われたということでもありますから、非常にありがたいことだと思うのです。その実際の行われた 5 件についてですけれども、やはりそうすると除却をしてほかの方に売却をして新しい家が建つという事例もあったりするのか。あるいは、道路に面していて危険だから早々に除却をしたというのか。この 5 件の実際の除却の実例についての内容をちょっとお聞かせ願いたい。

それから当初予算のときでもこれが 1 件当たり 20 万円であっても、これが呼び水となってそういうのであれば除却をしようと、ご迷惑をおかけしないようにしようというお考えが市民の皆さんに浸透してくればありがたいと。それが浸透しつつあるのではないかなと思っていました。したがって今回新たに 5 件分、100 万円とありましたけれども、これがまだまだ増えていく、希望があれば増えていくというふうに考えていいのかということをお聞きします。

それから 31 ページのほうの教育費で、1 項から 4 項でいろいろ出ました。9 月 1 日から水道料金の改定ということで、要するに口径、13 ミリメートルから上のほうに、ということで口径をいろいろ替えていくと、メーターを替えていくということでありました。これによって学校施設であれば恐らく大量に消費をするということで、口径が大きくなったりするのかなと思ってはいるのです。ですので、その口径が一体大きくなるのか、小さくなるのか。民間としてもこれから 9 月分の使用料について請求が始まるわけであります。そうした場合について口径の変更をしたいという申出が出てくるかなと思ってはいますけれども、これは上下水道部長の話ですが、取りあえずはこの学校関係での口径の変化ということは何ほどの程度——小さくしていくか、大きくしていくか。小さくすることはまずないと思うのですが、そこら辺をお聞かせ願いたい。

○議 長 副市長。

○副市長 先ほどから話題になっています無電柱化の件ですが、まさに議員おっしゃるとおりだと思います。決して先例にはしてはいけません。ただ、本件に関しては繰越しの繰越しをしておりまして、何としても今年度中に完了させたいということでもありますので、そこをぜひ分かっただきましてお願いをしたいというふうに思います。ただ、牧野議員がおっしゃったように、これからも年度末まであるわけでもありますから、そこはきちんと充当ができるように頑張ってみると。これは相手様も含めてやりたいというふうに、現在やっていますので、これを続けたいということでご理解を賜りたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 まず、2点目の高料金対策の要件の関係です。国の基準が今まで給水原価、要は製造原価です。製造原価が基準より高ければ対象になるのですがけれども、今までは給水原価のほうが低かったので対象にならなかったということで、今回は——製造原価というのは私ども頑張っているのではほぼ横ばいなのですがけれども、国の基準が下がった。下がったので、我々の原価が高いので対象にしますという趣旨なのです。国の基準は製造原価 244円。これ以上対象になればオーケーだということなのですが、我々の数値的には、これは今令和5年ですがけれども、2年前の決算数値を見ますので、令和3年度の決算数値で、給水原価が252.47円という形で原価のほうが高いですので、今回対象になるという形になります。

続きまして、学校関係の口径、メーターの関係の修繕が出ているということですが、この趣旨としては、学校サイドとしては料金を払うわけですので、少しでも経費を抑えたいという形で、今回の料金改定というのは口径が大きい方は基本料金が上がったという形になると、要は支払い分が増えるので節約したいので、今の口径より落とすと。50ミリメートルだったら40ミリメートルに落とす。40ミリメートルだったら30ミリメートルに落とすという形ですので、変更の大きくなるか、少なくなるというのは、大きくなるというのはあり得ません。あくまでも口径を下げるというための修繕料を一般会計のほうで盛っているという形になります。

以上です。

○議 長 総務課長。

○総務課長 3点目の除却の補助金についてであります。

現在申請いただいている方については、好循環——建物を除却して、別の方が土地を買って、また家を建てるというような好循環のところまで行き着いたというのは、今のところありません。長年道路沿いに空き家としてあったものが除却になったりですとか、そのほかでは県外の所有者の方が市内に空き家として持っていたものを、補助事業が今回できたので、そういうことであれば除却しようかというような事例が出てきております。私どものこの制度の目的の趣旨に合致したような申請が出てきておりますので、ご質問で寺口議員が言われたような、好循環に結びつくような事業が今後出てくることを期待して事業のほうに取り組んでいるというところであります。

以上です……（「申請が多ければ増やすのか」と叫ぶ者あり）申請については今後もまだ雪降り前まで時間がありますので、これからまた補正が通りましたら、今予算が底をついている状況ですので、また周知や何かも図りながら、また雪降り前までにさらに今回5件、予算が執行されるようにまた周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております……。

○議 長 申請が増えた場合、増やす考えがあるか。

○総務課長 今以上ということですかね。5件以上来た場合ということですかね。それについては、現状ではまだ考えておりませんが、またよく内部で——最終的には市長の判断で、

ということで考えております。

○議 長 14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 同僚議員から非常に多く出た無電柱化であります。4,810万円、優良債であっても半分、2,405万円が市の単費、借りなければならないという部分でありますから、こういうことが先例とならないようにということで副市長は言ったというのであるならば、担当課としては、我々に示したとおりの資金繰りで粛々と工事を行うということ、本当に肝に銘じてしっかりやっていただきたい。これだけは言いたいと思います。

高料金対策については、国のほうの指定の単価に合わせてどのくらいかということであったわけでありませけれども、これは令和3年度分の製造原価で考えての部分でありますから、令和4年度についてはどうなのかということもあるわけですので、いただけるのであればいいかなというふうには思います。問題はやはり供給単価、これをいかに抑えるかということでいろいろやってきたわけですが、国の基準が下がったからよかったということではなくて、やはり供給単価を下げていくと、効率化を図っていくことは忘れないでいただきたいと思います。

空き家の対策については分かりましたし、教育施設のほうの口径を減らしていくと、小さくしていくということも分かりました。ですけれども、民間がやはりこういうふうなのであれば、うちも口径をちょっと小さくしていくことが恐らく出てくるという可能性があるのです。それに対する水道課長の考え方は、もうすぐさま対応してやっていくということでしょうか、その考え方だけお聞きします。

○議 長 副市長。

○副市長 お間違えいたしたくないのは、先ほどの件については、ふるさと納税の企業版で行くということ、きちんやりたいたいという意味であって、起債を充てるのを先例とするとか、そういうことではありませんので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。何としても3月までには目一杯になるようにまた一緒に頑張りますので、そこを理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 上下水道部長。

○上下水道部長 メーターの口径変更の件であります。今回は公の部分でありましたけれども、民間のほうに対しても、我々は料金が上がる時に、大口が上がる時に上がる——節約といいますか、防止策といいますか、自己防衛策として、メーターの口径を落とすことは可能ですという案内はしておりました。しておりましたので、民間からももう数十件は申請は上がってきております。その中で公のほうも今回出てきたということあります。

以上です。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 第 72 号議案 令和 5 年度南魚沼市一般会計補正予算（第 5 号）に反対の立場で討論に参加させていただきます。

毎回、毎回思うのです。すごい何か私の意欲を酌んで説明をもっともっとしてくれているのだなというのは伝わってきます。本当にその部分は感謝しています。毎回何か説明が多くなっているような気がしていて、とてもその部分には感謝しているのですが、まだやはり分からないのです。何で 20 億円繰越しがあって、その部分、大部分が歳出を抑えたわけでしょう。それは功績ではないですか、皆さんにとって。物すごい功績です、20 億円抑えたのだから。だからそこをもっと胸を張って、このくらいやってこういうことで抑えたのだというのをぜひ説明いただきたいと思います。

もちろん令和 4 年の予算を組んだときに 20 億円多めに組んだわけではないわけではないですか。令和 4 年度予算を組んだときは——これは令和 5 年度か、すみません、令和 5 年度。令和 5 年度組んだときはこれくらいつかんだということやって……

○議長 長 令和 4 年度ね。

○黒岩揺光君 令和 4 年度で繰り越したわけですから、ぜひそこはもうちょっと最初の説明でほしいと思いました。

補助金返還金も 4 億円、5 億円あるのですけれども、そこもやはり部長の説明を聞いたら分かったわけです。今の予防対策事業費 2 億 7,000 万円の返還の部分は説明を聞くと分かるので、もう少し、結構額が大きいので、しっかり説明いただいたらいいなと思いました。

そして水道です。水道、ごめん。私が頭悪いだけかもしれない。だからそこは謝ります。でもやはり頭が悪い人にもしっかり分かるように説明するのが皆さんの仕事だとするならば、今日のはベストではなかった。だって 7,400 万円、水道会計に繰り越しますと。でも 7,400 万円は歳入になりませんか。でも歳入と歳出は同じ額なのです。この水道料金対策は国から来ているわけでしょう。でも国から来ている部分の歳入には反映されていないということは、国以外のどこかから歳入が入ってきて水道に行っているわけですね。それがちょっと僕には——ありなのかもしれないけれども、ありだとしたら、やはりもうちょっと私にも分かるような形で説明してほしい。だってまだ来ていないのに、どうやって上げているのか分からないのです、僕の中で。なので、ちょっとすみません……なので、もうちょっと——やはり 20 億円繰越しがあった。こういうふうな感じで節約できて 20 億円繰越しがあったので、そしてそれを総合計画の答申に基づいてこういうふうにするのだと。

最大の理由ですね、僕の反対の最大の理由、言いますね。何度も言っていますが、魚沼市に行くと、玄関前の雪を市が除雪してくれるのです、除雪。私の知り合いの 87 歳の——全く別のおばあちゃんです、今回。別の方なのですけれども、彼女ひとり暮らしで、冬のと

きは表玄関もう完全に閉めます、雪がかけないから。裏口の、除雪される道路のところから一番近い裏口から出入りをして、朝の11時くらいに1回起きて雪をちょっとかいて、また今度朝5時にまたちょっとかいて、一人で必死にやっています。そういった方が支援されるべきだと思うのです。これだけ20億円の繰越金とかあるわけですから。もうすぐ冬が来ます。私はこの9月議会でそれが出てくると思っていました、もう。この方たちを救うのだと。魚沼市のように救うのだというふうに来ると思っていました。そうしたら1,000万円とか予備費に行っているし、11億円、財政調整基金に行っている。果たしてそんな余裕があるのかな。今困っている人たち救わなければいけないのではないかなという思いで、今回一般会計補正予算、これだけの額が、自由に使える額があるのですから、困っている市民を今救おうという気持ちで反対の立場で討論に参加させていただきました。

○議長 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

14番・寺口友彦君。

○寺口友彦君 第72号議案 令和5年度南魚沼市一般会計補正予算（第5号）に対して、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加するものであります。

ただいまの反対者の理由、繰越金20億円、補助金返還金、水道の高料金に対する交付税措置、もっと丁寧な説明がしてほしいと。私も思い起こせば18年前、新人議員でここに立ったときに同じ思いであったなというのもあります。しかしながら、先輩に聞いたり、同僚議員に聞いたり、幹部職員に聞いて、この数字の中身はどう解釈すればいいか。そういうことを聞いて勉強したというのを思い出したわけであります。

恐らく反対者もこの繰越金や補助金返還金、水道の高料金対策、これについては反対という立場ではないのだろうとっております。中身的にやはりしっかりと分かるような説明をしてほしいということが一番だろうと思っています……（「違います」と叫ぶ者あり）そして、4番目でありますけれども、冬期の除雪をと。魚沼市のようにということでありましょうけれども、これについては、恐らく同僚議員22名、冬期の間、市内を回ってみれば、こういうことも当然皆聞いているわけであります。これに対してどういうふうに執行部に対応させるのか。非常に大きな課題だというふうに思っていますけれども、すぐにやれる部分もあるわけです。しかしながら、各行政区を見れば、行政区の親方である区長さんもいらっしゃいますし、民生児童委員もいるというところで、そういった方たちと協力しながら全員をもって、そういう雪で難儀をしている、お年寄りばかりではない、そういうところに手厚い行政をやっていくというために、同僚議員全員が私は議員活動をしているものだというふうに思っております。

したがって、反対者が述べたような反対理由、分からないでもないですけれども、今回の補正予算、喫緊の課題等々が出てまいりました。特に私は空き家の除却ということに非常に市民の皆様の理解がどこまで進むのかと思いましたがけれども、進んできているのではないかというふうに思っております。ただし、無電柱化については、副市長も述べましたけれども、こういうような資金繰りが、予算立てが先例となってはならない。そうならないように、し

っかりとしたふるさと納税事業、それから分担金ということで、もう何年も繰り越してきた事業でありますから、きちんと我々に示した資金繰りでこの事業がしっかりと私は実行されて、そしてふるさと納税を使ったこの事業のよい先例となるようなことを期待して賛成討論とするものであります。同僚諸氏の多くの賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第72号議案 令和5年度南魚沼市一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第72号議案は原案のとおり可決されました。

○議 長 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

○議 長 本日はこれで散会いたします。

○議 長 次の本会議は、あした9月5日火曜日、午前9時半、当議事堂で開きます。大変お疲れさまでした。

〔午後4時46分〕